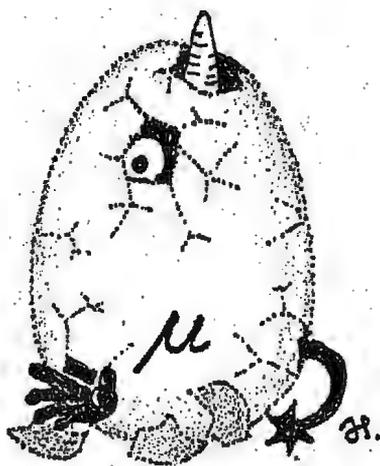


日本生物学会誌

第 48 号



日本生物学会

1996年9月15日

も く じ

浅野純一：なぜか帰国報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1935

奥野良之助：ダーウィン『種の起原』を読む（4）
――「第4章 自然選択」（1）――・・・・・・・・1942

奥野良之助：毛沢東『実践論・矛盾論』を読む（3）・・・・・・・・1955

奥野良之助：裁判官の文章と論理と倫理
――沖縄代理署名裁判の最高裁判決――・・・・・・・・1966

なぜか 鼎国 報告

浅野 純 一

一年半日本を留守にしていた間に、日本では阪神大震災が起り、オーム騒ぎが起り、住専問題が持ち上がり、業害エイズが曝露された。地震はともかく、オームも住専もエイズも、あのバブルの時期にどこか大事なところのたががはずれてしまった結果に違いない。とくにオームは筆者と同世代（ポスト全共闘？ 新人類？）が中心になっていて、大人になりそこねた人間の悲惨さが見えてくるようで、ひと事ではない気もするのだが・・・

中国のことを書かなければならない。

一昨年（1997年）の9月、私は、外務省の外郭団体の日本国際交流基金と中国国家教育委員会（文部省に相当）が共同で運営している北京日本学研究中心というところに貸し出された。もともと大平首相の時、日本語教師の再教育機関として設立されたものだが、十年前から日本文化全般を研究する機関として修士課程の学生二十人を毎年採って、言語、文学、文化、社会の各コースで古典を中心に教えている。「日本史コース」はない。あると、近代史も教えなければならず、無用の摩擦を生むかも知れないという政治的配慮なのか。年限は二年半。卒業生の大多数は研究機関に就職する。教員は、大部分が日本から派遣された大学の先生である。書籍や備品もかなりの部分を国際交流基金が負担し、さらに学生は全員半年間の日本留学が準備されている。ただグーテ・インスティテュートやイングリッシュ・カウンシルのように本国丸抱えでないところが味噌で、将来は自立した中国側の組織にする予定。

いわば「日本学」の押し売りのようなことを、日本政府の意を受けて、していたわけで、「文化侵略」という面が全くないわけではないかもしれないし、偉そうなことは言えないのだが、経営管理などはともかく、文化的にはかつての日本と同様、西洋にしか眼のいかない中国に、日本の金でこうしたいささか世間難れした組織があっても悪くはないと思う。今のところ、それで迷惑している人は、ODAなどと違ってそう多くはないだろうから。

と、言い訳をしておいて、本題に入りたい。本題といってもこれといってあるわけではないが、いくつかの話題を、日本と中国について、提供できればよし、という程度である。

ところで、私のパソコンには「俳句バトル」というソフトがあって、大量の俳句の上の句、中の句、下の句をアトランダムに組み合わせて新しい句を作ってくれて（「地震の夜 電子レンジに子を隠す」なんていうのが出てきたりする）、それをヒントに自分でもひねるといってお遊びソフトなのだが、一時期これの虜になってしまった。そのうち短歌（というより狂歌）も作ってみるようになったのだった。

そんなわけで、以下歌物語。

天を突く摩天楼うらの胡同の北京の空の鳩笛さびし

中国は最近の経済発展で、大都市には次々と高層建築がたっている。それでも北京

は、上海やニューヨークと違って、ビルとビルとの間がずいぶん広い。そうした高層ビルの裏には、取り壊し中だったりもするが、古い昔風の住宅（四合院）が残っている。そして、北京の古い住人たち（老北京）は鳩や金魚を飼うのが好きで、鳩は朝夕空に放つ。その鳩の首に鳩笛を掛けておくと、静かな場所ではその寂しげな音がかすかに聞こえるのだ。一説には、その音でよその群れの鳩を誘惑するともいう。大通りは車の騒音でとても聞こえないが、裏通りの路地（胡同：フートン）を歩いていると時にこの音がして、空を見上げると一群の鳩が高層ビルを背景にして旋回していたりする。いかにも北京の秋に似合っている。

響楊はひがな一日さんざめく ああ人恋しああ人恋し

私が北京で住んでいたのは友誼賓館という、その昔中ソ蜜月時代に北京の北西郊外の広大な敷地にソ連の技術者のために建てられたホテルの Apart 棟である。石造りの壁は分厚く、天井はあくまで高く、いかにもロシア風である。シアヌークもかつてここに住んでいたそうだ。この敷地内には30メートルはあろうかというポプラの木がずらっと植わっている。そのポプラの葉ずれの音がさわさわともざわざわともつかず、一日中鳴っているのだ。ポプラは中国語で白楊（バイヤン）。雅名を響楊（シアンヤン）というとは、興水優先生に教わった。北京はなんといっても秋が一番すばらしい、と大方の意見は一致する。「秋の風は白し」という李賀の詩句が理解できたような気がした。

こと問わん広場の民よ 汝らは求むるものありやなきやを
九州を治むる臣よ 汝らは広場の民に何をか与えん

建国45周年の国慶節の夜、友誼賓館の長期滞在者は天安門の花火見物に招待された。招待状がなければこの日の天安門広場には立ち入りできない。天安門広場を前景に、天安門から見る花火は実に壮麗ではある。もっとも私たちが招待されたのは天安門上ではなく、その下に設けられた貴賓席の一番下であったが、それでも地上から1メートルは高い。オレンジ色の水銀灯に照らされた広場とそれに続く長安街では、さまざまな趣向の衣装や、民族衣装を着た人々が、音楽に合わせて踊っていた。この日のためにチベットや新疆など全国から招待された人々もいた。日本で田舎の町長さんが皇室の園遊会に招待されたりするのと同じだろう。彼らは、この前後、観光バスで北京の名所旧跡を案内されるのだ。招待を受けてきたけれど誰も接待してくれず、仕方なく歩道のほとりでブリッジをやっている田舎のおっさんのグループもあった。後で聞いた話だが、北京市内から動員された大学生たちは、やりたくもない踊りの練習をやらされたりして、あまりおもしろくなかったようだ。和服を着て、ポール紙の帯を締めた娘さんの集団がいたのには笑った。満州族や朝鮮族と並んで大和族というわけだ。広場の情景を見、振り返ると天安門の楼上には、小豆粒のような黒い頭がいくつも並んでいる。この国の指導者たちに違いない。5年前の6月4日を思い出すなというほうが無理というものだ。この広場にはやはり何万人もの人が集まっていた。それを解

放軍がけちらした。インターナショナルの歌が聞こえ、自由の女神の倒れる姿をテレビで見ながら、私は複雑な気持ちだった。中国非難の署名を集めにわたしの研究室に来た学生を、おまえらになが分かるとばかり追い返した。わたし自身なにも分かっていないくせに。ちなみに、このとき、少なくとも天安門広場ではひとりの死者もいないという中国当局の発表は事実である。九州とは中国のこと。

ベイジンの自家醸造たるドイツビア グーニヤンのもち来たる濁りビア

三環路という環状道路の北東角、北京で一番ハイソな一角に燕沙というデパートがあり、その一角にドイツのビール会社直営のビアガーデン・ホールがある。中国は、日本ほどアルコール管理が厳しくないで、ビールの種類は多いのだが、じつのところ日本のビールのほうがおいしい。と思う。だが、このビアガーデンのビールは特別だ。これほどうまいビールは、余所では飲んだことがない。ベイジンは「北京」の中国語音、グーニヤンは姑娘と書き、「姑」は文字どおり姑の意味で「娘」は母親という意味だが、二つ一緒になると娘さんという意味になる。日本語の女房にあたる中国語は「老婆」。

東単に古希が卒寿を見舞いたり 四十年間愛して恋せず

北京でのわたしの上司は、恩師でもある竹内実先生（1923年生）。その竹内先生が、東単にある北京病院に謝泳心（1900年生）のお見舞いに行かれた。そのことを何となく書き留めておきたいと思った。戦後間もなく、中華民国の代表のひとりとして戦後処理のために来日した夫君（呉文藻）について、謝先生も東京に住んでいた。謝先生は五四運動の頃から頭角を現していた有名な作家であったので、東京大学で講義をされた（なんでも東大で講義をした初めての女性であるとか）。竹内先生は当時京大の学生だったが、わざわざ上京して謝先生に講義の通訳をされた。51年、新中国に帰国。その後お二人がどういつきあいをされていたのかはお聞きしてはいませんが、謝先生も例に漏れず、文革中はすいぶん辛酸をなめたはずで、外国人と連絡などとれるはずはない。「愛して恋せず」とは、謝泳心『女の人について』（竹内実訳、朝日新聞社）の著者あとがきにある言葉。

今日とても加賀の便りはおくり来ず 明日には来ぬか明後日に来ぬか
ときにはこういう気持ちになった。

賓館の小姐たちこそおかしけれ王は襲人張は晴雯

賓館とはむろん友誼賓館。ここの従業員は、北京近郊から中学校か高校を出てすぐ見習いに来る女の子が多い。まだ子どもだが、外国人相手にはその方がいいのかも知れない。ここで基本的な接客の訓練や一般教養を身につけて、他の職場へ移っていく子ども多いそうだ。使ってはいけない差別用語集などというの習う。彼女たちを見ると、紅樓夢の中に出てくる襲人・晴雯など召使の女の子たちを思い出す。わたし

の知る限りでは、皆まじめで、気さくで、ちゃんと仕事をしていた。小姐（シャオジエ）はお嬢さんという意味。女性に声をかけるときかつては女同士（ニューイトンヂイ）だったが、今ではこれがごく一般に用いられるようになった。もっとも自分よりうんと年長の人に用いると、相手を怒らせることもある。

香山の紅葉したるを一目見ん 一目見んとて人を見に行く

かくも人、人人のくになりにありて ひとを恋ふるもひとは 居まさず

十一月はじめ、学生たちに誘われて北京郊外の紅葉の景勝香山（シアンシャン）にハイキングに行った。紅葉は日本の方がいい。自然は日本の方がどれをとっても豊かのように思える。埃っぽくて、人が異常に多かった。帰りにはとうとう迷子になったものもいた。とにかく人の多い国だ。

寒さ深み外套を買う 北京の冬 落ち葉かさかさ雪はばさばさ

北京では、雪は年に一度か二度しか降らない。落ち葉は、例の響楊から大量に落ちてくる。これから四月末まで乾燥の季節だ。乾燥していたほうが過ごしやすいように思えるけれど、埃っぽいし喉にこたえる。この10年ほど、中国ではダウンジャケットが主流で、ひと昔まえ誰もが着ていた布団のような綿入れ外套はあまり見なくなった。留学生の中にはわざわざつてを頼って綿入れ外套を買うものもいる。冬休みに金沢へ帰ったとき、日本の空気のしっとりとして肌にやさしいのが身に沁みだ。

年が代わって

花開き 若葉怒りて 柳絮飛んで 子らは風箏揚げ 親も風箏揚げ

北京の春は四月に始まり、五月の末にはセミが鳴き始める。三月頃から強烈な西風が吹く。大通りを西から東に、埃を舞いあげた風が団子になっておそってくるのだ。この突風ははっきり目に見える。この風と埃の団子が来ると、露天で商売をしている人は、すかさず建物の陰に隠れてやり過ごす。わたしはこれを北京の波動砲と名付けた。この風は、西日本に黄砂現象をもたらす風である。風箏は凧のこと。凧上げは、この風のややおだやかなときにやる。子どもを凧上げに連れて行って自分が夢中になっている父親の姿をよく見かけた。

アサノ サン ワタシ ノコト ヲ 好キ デ ナイ 北京の宵の蟬時雨のなか

ニボン ジン マンシュウ ノ コト 好キ デ ナイ 大連の宵蟬時雨の下

問いつめて おまえはおれを愛したか 歳とりそこねた中年の醜

問いつめて おまえら祖国を信じたか 未熟帝国主義の卑しさ

この年の夏は抗日戦争勝利五十周年、抗日キャンペーンが異様なほど盛んで、盧溝橋事件（七月七日）から瀋州事変（九月十八日）にいたるまで、新聞もテレビも抗日についての記事や番組のない日はなかった。日本企業の人の中にはなんだか身の危険

を感じるという人もいるくらいだった。異民族の侵略に歴史上初めて勝利した、中国四千年の歴史に燦然と輝く偉大な戦いだったのだ、と嫌みな解釈もしてみたいくなる。日本向け雑誌の中国人編集者が、自宅に日本人を招待したら、子どもが「日本鬼子の中にもいい人はいるね」と言ったと嘆いていた。日本を槍玉にあげれば国内がまとまる、という構図はいい加減にしてほしいと思わぬではないけれど、そういうふうには戦争を始め、そういうふうには戦争を終わらせたのは、やはり日本であった。男女のことにたとえるのはいささか不謹慎かもしれないが、しかし、この間の慰安婦問題などを見ていると、何ともいえない憤り、ではなく、情けなさを感じずにはいられない。こうした比喩があながち成立しないものでもないだろう。中国人にとっては不快な比喩ではあろうが。

春に、長年消息のなかった山登り関係の旧友とばったり出くわした。北京にいと、日本では期待できない出会いがある。在外研究員として北京大学に滞在していた彼は、沖縄を中心に植民地問題を研究している。一月あまり、三日とあけずに二人で飲んできて議論していた。考えるべきことは多いが、答えはない。壁に張った中国全図（日本もほぼ全部入っている）を見ながら、北京に遷都していたら中国を支配できたのではないかと、なるほど朝鮮や沖縄は小さい、取り合いになるはずだとか、愚にもつかぬ妄想を語った。「帝国主義」という言葉が、酔った頭に妙なりアリテイをもってよぎる。（後日、ある人がタクシーの運転手に日本は北京を首都にすれば戦争に勝つたのだ、といわれて驚いた、と話してくれた。しかし生産力の勝る国が生産力の劣る植民地に首都を遷すなどということはあり得ない、とはある東大教授の意見）。語ることは語るそばから語りを裏切っていく。アルコールの酔いだけが真実を保障する。この年の夏にこの友人を頼ってアメリカのイサカという田舎町に行った。特別な日でもないのに家々の星条旗がやたら目に着いたものだ。「民族問題」は、東アジアにもある。現に北朝鮮がそうだ。歴史の付けを支払いながら、新しい借金を我々は次の世代に残していくのだ。

最近「満州」に材を採った漫画がある。安彦良和『虹色のトロツキー』（潮出版社）と村上もとか『籠』（ビッグコミックオリジナル連載中）は、出色だと思う。前者は右の友人が北京に持ってきてくれた。ついでに彼の著書もあげておこう。富山一郎『戦場の記憶』日本経済評論社。

「大地の子」は日中合作であるにもかかわらず、中国バージョンは見れなかった。役者の下手な中国語を直すのに時間がかかっているという噂だが、果たしてそうなのか。ふつうの中国人は、あのドラマに感動するだろうか。そのあたりになかなか放映されない理由があるのではないかというのは、わたしの邪推であってほしい。

「アサノ サン」は、日本人の名前ならばつに「オクノ サン」に置き換えてもいいし「タナカ サン」でもいいが、「ハタ サン」とか「オオサキ サン」では語呂が悪い。種本は王蒙『相見時難』。

この夏、世界女性大会という国連の催しが北京で開催された。これについては別のところで書いたので、興味のある方はそれを見てほしい（『インバクション』94号、

1995・10)。(この文句、いっぺん使うてみたかった)

かしこくもすめらみことの誕生日 男難女難は武官と文官

この年の年末、大使館の主催する天皇誕生日祝賀会というのに出た。わたしは天皇制には反対である。天皇制がなくなれば今よりいい社会が来るとも信じていないが、しかし、国家の体制としてあるべきものではない、と思う。と思いながら、日本では絶対もらえない「天皇誕生日祝賀会」の招待状を手にして、これは行ってみるべし、と出かけた。前の年も案内はあったのだが、招待状に不参加の者はその旨大使館に連絡するようにと居丈高に書いてあったのがいささか気に障ったのと、こんなものに出てはいけないという若気から参加しなかったけれど、今回は「恐れ入りますが」という文言があったので、よし許す、とばかり出ていった。

会場の入り口には、大使と駐華武官たる自衛官(どういう身分かは忘れた)が、男難・女難よろしく正装して(自衛隊はもちろん制服)来客にいちいち頭を下げたり握手をしたりしていた。つまり、二人して日本国を代表していた。客は、各国の外交官、駐在武官、政府関係者、日中友好人士など(らしい)。立食パーティーで、寿司などあつという間になくなってしまう。竹内先生は、巧妙かつ大胆に料理を確保していたが、場慣れしていないわたしは空腹のままだった。中国登山協会の通訳も来ていて、こいつけっこう偉いんだなあと思った。向こうもそう思ったかもしれない。

後日、学校関係者の宴会に来ていた若い外交官と、話がこの祝賀会におよんだ。「大使と一緒に自衛官が並んでいるのをみて違和感がありませんでしたか。僕も始めてみたときはずいぶん驚いたんですけどね。外交儀礼では、これが約束なんですね。文官と武官とが必ずペアでいなければならないんです。日本の感覚ではちょっと考えにくいですが」いや、わたしも驚いた。わたしも違和感を感じた。

そういえば、国家元首が他国を公式訪問したときには必ず儀仗兵を閲兵する。日本軍を閲兵したとき、「満州皇帝」溥儀はなにを感じただろう。軍隊の問題はなかなか根が深い。

わぎも子はよき子やさし子うつくし子 権に負けるな凛としてあれ

こういう天使ミカエルのような気分になることもありました(なんのこっちゃ)。

煩惱に発酵したるわが身をば切って刻んでなますとはせん

煩惱に異臭を発す脳味噌を生理食塩水もて洗い清めん(溶けてしもうたりして)

二日酔いの朝にはいつもこんな気分です。中国の酒は、日本ではあまり人気がないけれど、なれるとおいしい。紹興酒など、日本に輸入されたものは薫のような臭いがするが、中国で買うと全く別のものである。白酒(バイチウ:中国の焼酎)も、わたしはお湯割りで飲んでた。シーバスリーガルというわりと上等のウイスキーの方は半分がた残っていたこともあった。それから、葡萄酒も日本に比べると値段の割においしい。ビールは、日本産の方がおいしいと思うが、なんといっても一瓶40円ほど、冷

やして飲めば、文句は言えない。

この海も干上がらせても 我がものとなしたい愛もある と言うても・・・

町中の食堂で、中島みゆきが流れていた。最近では、こざれいな町の食堂が増えだし、屋台でも使い捨ての容器を使ったりするようになって、それほど衛生的なことに神経質にならなくても良いようになった。わたしは昔から無神経だったが、日本からの客でも気遣いせずに連れていける。ウエットティッシュが必需品という時代もあったのだ。ただ、町なかや鉄道の線路際に発泡スチロールのごみがやたらと増えた。

帰国して（おまけ）

この席に座ったからとて わたくしは変わりませんと教養部長

この席に座ったことがなくせにと 批判をかわす教養部長

帰国したら、外国語教育研究センターに配属されていた。それで、教養部時代のことを思い出した。

あたしはね、優しか単位はいらないの エレベーターでほざけ小娘

教室で 廊下の大声だして見い 蚊のなく声で答えなくそがき

中国の学生とついつい比べてみた。前者のような学生は中国にもいるが、後者のような学生は少ないように思う。

わが家では家事は二人で平等です！ 眉つり上げて威張るな教授

母親の帰りが遅いと拗ねる子よ 遅い父にもたまには怒れ

夫婦で家事育児を平等にすることが他人に誇れる時代もあったんだなと思った。ちなみに後者はある女性教授の言である。

おまけのおまけ

雨が来た 縁先の下駄を仕舞わねば 仕舞わねばと思いつ二十年

僕じゃない みんな周りが悪いんだ お魚いじめに精出す助教授

ダーウィン『種の起原』を読む(4)

— 第四章 「自然選択」(1)

奥野良之助

いよいよダーウィンの進化論の中心、「自然選択」の章にはいる。

ダーウィンはまず、自然選択による生物の変化を理解するために、あらかじめ心に留めておかねばならないことを列挙する。

前章できわめて簡単にのべたにすぎないのではあるが、その生存闘争は、変異にかんしていかなる作用をするのであろうか。人間の手のうちにあつてそれほど強力であることがわかった選択の原理は、自然界でも適用されるものであろうか。私は、それがきわめて有効にはたらきうることを、証明できると思う。飼育栽培生物が無限に多くの思いがけぬ特質において、またそれより程度はおとるが自然界の生物も、変異するものであるということ、ならびに遺伝的な傾向がいかにつよいものかということ、心にとめておいてもらいたい。飼育栽培のもとでは、全体制がある程度、可塑的になるということは、たしかにいつでもよいであろう。つぎに、すべての生物の相互の、および生活の物理的条件にたいする、関係が、いかに複雑で、また密接に適合したものであるかも、心にとめておいてもらいたい。ところで、人間にとって有用な変異がたしかにおこることがみとめられるのであるから、各生物にとって巨大で複雑な生活の戦闘のためになんらか役だつ他の変異が、数千世代をかされねるあいだに、ときどきおこるとは考えられないであらうか。もしもそうしたことがおこるとすれば、ではわれわれは(生存可能であるよりずっと多くの個体がうまれることをわすれないなら)、たとえ軽微ではあつても他のものにたいしなんらか利点となるものをもつ個体は、生存の機会と、同類をふやす機会とに、もっともめぐまれるであらうとは、考えることができないであらうか。他方、ごくわずかの程度にでも有害な変異は、嚴重にすてさられていくことも、たしかであるように感じられる。このように、有利な変異が保存され、有害な変異が棄てさられていくことをさして、私は(自然選択)とよぶのである。有用でもなく有害でもない変異は、自然選択の作用をうけず、それには変動的な要素がのこされるであらう。そのことは、たぶん、多形的とよばれる種において、みられるであらう。

飼育栽培下の生物には変異が生じた。同様に、自然のもとにおいても変異は生じている。家畜や作物で人間にとって有用な変異が起こるように、自然の生物にも生存闘争で役立つ変異が稀には起こるはずだ。その有利な変異は保存され、不利な変異は除かれる。それが自然選択なのである。

その自然選択が実際に働く様子を、ダーウィンはまず、気候が変化した地域で考える。

なんらかの物理的変化たとえば気候の変化がおこっている国を例にとると、自然選択について想定される経過が、もっともよく理解されるであらう。そこにすむ生物の相対的な個体数はほとんどただちに変化をうけ、絶滅する種もあるであらう。どの国の生物も緊密かつ複雑な様相で結合されていることは、すでにのべたとおりであるから、いくつかの生物の数的比例の変化は、気候そのものの変化とは無関係に、他の多くのものにいちじるしい影響をあたえるであらうと、結論してさしつかえない。その国の境界が開放されてい

れば、新しい種類が移住してくるにちがいない。そして、このこともまた、従前の住者のあるものたちの関係を、ひどく擾乱するであろう。一本の木あるいは一頭の哺乳類を導入しただけで、その影響がいかに強力なものであるかについて、まえにのべたことを思いだしてほしい。しかし、島であるとか、一部が障壁でかこまれた国であるとか、つまり新たな、より適したものが自由にはいつかはこれられないようになっていっている場合には、もしももとの住者のあるものがなんらかの変化をしたときには、自然の経済のうちにおいて、たしかによりよくみとされるべき場所が生じたことになる。なぜなら、もしもその場所に移住してこれられるようになっていれば、そこは侵入者に占領されているはずだからである。このような場合には、長年のあいだに生じる機会があり、そしてその種の個体を変化した条件によりよく適応させることにより、なんらかの点で有利にしている軽微な変化は、すべて保存されるようになるであろう。こうして自然選択は、自由に改良の仕事をする余地をもつことになる。

気候が変化すると、そこに住む生物のいくつかは影響を受け、数が減ったり増えたりする。いなくなるものも出てくるだろう。それまで安定していた生物間の複雑な関係は崩れ、お互いに影響をおよぼし合う。気候の直接の影響を受けなかった生物にも、その影響はおよんでくる。その結果、自然の経済の中の場所が空いたりすることもある。

もし、この地域がほかの地域とつながっていたら、気候が好適になったためにそこへ侵入してくる生物もいる。そして、空いた場所をそういう生物が占めてしまうかも知れない。島のように、ほかから切り放されている場所なら、外からの侵入者はない。空いた場所は空きっぱなしとなる。もとの住民に、その場所を埋めるチャンスが生じたわけである。かくて自然選択が力を振るい始める。そして、長い期間の後に、その場所にあうよう改良された新しい種ができることになる。

なお、ダーウィンはよく「国」という言葉を使う。これも自然の経済と同じで、人間社会からの類推だろう。単にこれは、ある地域とかある地方という意味に理解しておけばよい。

ここでダーウィンは、自然選択の説明をするために気候の変化を持ち出しているだけで、気候の変化、それによる生物間の関係の再編成、空いた場所、といったことが、自然選択の前提条件であるとは考えていない。

われわれは、第一章でのべたように、生活条件の変化が、とくに生殖系統に作用することによって、変異性を生ぜしめる、あるいはそれを増大せしめると、信すべき理由をもっている。前掲の例では生活条件が変化したと想像されたのであって、このような変化は明らかに、有用な変異が生ずるのによりよい機会を提供することによって、自然選択につごうのよいものであると思われる。有用な変異が生じなければ、自然選択は、なにごともしないものである。私の信ずるところでは、変異性の量は極度に大きくなくてもよい。人間がたんなる個体的差異のある一定の方向につみかさねていって、確実に大きな結果を生ぜしめると同様に、《自然》もそれができる。しかもこの場合には、比較にならぬほどながい時間をかけることができるので、はるかに容易である。また私は、気候そのほかいかに大きな物理的变化も、移住をさまたげるはなはだしい隔離も、変異しつつある住者のあるものを変化させ改良してそれをみとすように自然選択がはたらくための、新しい、空地のある場所を生じるために実際に必要であるとは、信じていない。どの国でも、そこにすむ全部の生物はうまくつりあいのとれた力でたがいに闘争しているので、ある生物のからだの構造や習性におこった極度に軽微な変化でも、し

ばしばその生物に、他の生物たちにたいする利点をあたえることになるであろう。おなじ種類の変化がさらにすすめばすすむほど、それはしばしば、その利点をますます増大させることになる。ことごとくの土着生物が現在、もはやまったくの改良の余地がないほど、相互にも、また生活環境の物理的条件にたいしても、完全に適応しているといえる国はない。なぜならどの国でも、これまで、土着生物が帰化生物によって征服され、これら外来者にたいして土地の堅固な占有をゆるしてきたのだからである。そして、このように外来者がいたところで土着生物のあるもののうちかつてきたのであるから、土着生物はそれらの侵入者によりつよく抵抗できるように、有利な変化をしてきたのであると、結論してもよいであろう。

第六章でも出てきたが、ダーウィンは、気候の変化や隔離などが自然選択を働きやすくさせ、新種をつくる有利な条件になっていることは認めるが、つながった大きな地域（大陸など）で気候などに何の変化もないような条件での進化を、むしろ主流であると考えている。どんな地域でも、物理的条件に対しても、生物相互においても、完璧に適応が完成しているようなところはないのだから、改良の余地は充分にある。そういうところで、軽微ではあっても有利な変異が生じたら、自然選択によって保存される可能性があることになる。場所が空かなくても、その場所の住人が改良をさぼっていれば、追い出して入れ代わることもできる、というわけである。

ここでダーウィンはまた、人為選択と自然選択とを比較する。

人間は方法的および無意識的の選択の手段で偉大な結果をおさめることができるのだし、またおさめてきたのであるのに、自然にはそれができないなどということがあろうか。人間は、ただ外的で可視的な形質に、はたらしかけることができるだけである。ところが《自然》は、いかなる生物にでもそれが有用でありうるものでなければ、外観にはかかわりをもたない。《自然》は、あらゆる内部器官、あらゆる度合いの体質的差異、ならびに生命の全機構にたいして、作用することができる。人間は、自分の利益のためにのみ選択する。《自然》は、自分がせわする生物の利益のためにのみ選択する。選択されたすべての形質は、《自然》によって十分に習練を受け、そして生物は、よく適合した生活条件のもとにおかれるようになる。人間は、いろいろちがった気候の土地に産する生物を、おなじ国のなかに飼育栽培している。そして、選択されたそれぞれの形質を特殊の適切な方法で習練するようなことはしない。毛の長いヒツジも、短いヒツジも、おなじ気候にさらしておく。また人間は、もっとも強壯な雄たちに雌をもとめる闘争をさせることもない。すべてのおとつた動物を嚴重にほろぼしてしまうこともなく、それどころか、変化していく季節ごとに、力のおよぶかぎり、その所有する生物を保護する。なかば奇形的なものや、または少なくとも人間の目をひくかあるいは有用であることが明らかなほど十分に顕著な変化をしているものから、選択をはじめめることも、しばしばである。《自然》のもとでは、構造あるいは体質のごく軽微な差異でも、生活のための闘争における精密につりあった尺度を変化させ、それによって保存されることができる。人間の願望や努力は、いかにほかないものであることか。人間のもつ時間は、いかに短いことか。そしてそのため、人間のつくりだしたものは、《自然》が全地質時代をつうじて集積してきたものと比較してみたとき、いかにまずしいものにすぎないことか。こういうことを考えたとき、われわれは、《自然》の産物は人間の産物よりもはるかに《本物の》性質をもつはずだということ、また自然の産物はもっとも複雑な生活条件にたいして無限によりよく適応しており、明らかに

かに高度の技能の刻印をもっていることを、うたがうことができるであろうか。

ここはダーウィンにしては分かりやすいから、説明の必要はないだろう。人間による品種改良に比べて、自然選択による改良がいかに優れているかということである。それは、人間が作った家畜や作物と、自然に住む何百万の生物を比べたら、一目瞭然であろう。もっとも、自然の生物がすべてダーウィン流の自然選択によってできたものとしての話だが。

比喩的に、つぎのようにいうことができるであろう。自然選択は、日ごとにまた時間ごとに、世界中で、どんな軽微なものであろうとあらゆる変異を、くわしくしらべる。わるいものは抜きさり、すべてのよいものを保存し集積する。機会のあたえられた時と場所において、それぞれの生物を、その有機的ならびに無機的生活条件にかんして改良する仕事を、無言で目だたずにつづける。われわれは、時の手がつぎつぎの時代のながい経過に印をつけるまでは、これらの緩徐な変化が進行していることに気づかない。それで、とおい過去の地質時代にむけられたわれわれの目は、現在の生物の種類がむかしとはちがっていたことを知るだけの、不完全なものにとどまってしまう。

ここもまた、自然選択の力がいかにすばらしいかということの強調である。自然選択という新製品の売り込みコマーシャルというところか。

自然選択は、それぞれの生物の利益をつうじて、ならびのそのためのみはたらきうるものであるが、しかしわれわれがごくわずかの重要性しかもたないと考えがちな形質や構造も、同様にして作用をうけることができる。木の葉をたべる昆虫が緑色で、樹皮をたべるものがまだらの灰色であること、高山のライチョウは冬には白色であり、アカライチョウはヘザー色、クロライチョウは泥炭土の色をしていることをみると、われわれは、このような色彩がこれらの鳥類や昆虫類をして危険をまぬがれさせるのに役だっているものであると、信ぜざるをえない。ライチョウは、その一生のある時期にころされることがなければ、無数にふえてしまうであろう。ライチョウは猛鳥によって大量にやられることが知られており、しかもタカは視覚によってえさをもとめるのである、ユーロopp大陸の諸地方では、白いハトはもっともやられやすいので、飼わないようにと警告されているくらいである。それで私は、ライチョウのそれぞれの種類に固有の色をあたえ、その色がひとたび獲得されるとそれをいつまでも不変にたもつのに、自然選択がもっとも大きな効果をおよぼしているのであることを、うたがうべき理由を発見しえないのである。またわれわれは、特殊の色をもった動物がたまたまころされることの効果が、あまりないとは、考えてはならない。白いヒツジのむれでは、少しでも黒色をおびた子ヒツジをころすのがいかに重要であるかを、思いだしてみればよい。植物では、果実の柔毛や果肉の色はもっとも些細な重要性しかもたない形質であると、植物学者は考えている。しかし、すぐれた園芸家であるダウニングは、アメリカでは表皮に毛のない果実はゾウムシの害をうけることが、柔毛のある果実よりもずっとひどいこと、紫色のプラムは黄色のプラムよりもはるかに、ある病気にかかりやすいこと、だがまた他のある病気は、黄肉のモモをおかすことが他の色の果肉をもつものにたいしてよりずっと多いことを、のべている。もしも、技術をおおいに助けとしてだが、これらの軽微な差異があまたの変種を栽培するうえで大きな差異を生じるのであれば、樹木が他の樹木や数多くの敵と闘争せねばならない自然の状態の

もとではたしかに、かかる差異はどの変種、つまり柔毛のないものか、あるものか、果肉の黄色の果実か、紫色の果実か、それらのどれが成功するかを、強力に決定していくにちがいない。

ライチョウやヒツジの色が明らかに保護色として役立っていることから、これらは自然選択の作用によって作られたものだとする。夕方の目を逃れたものは生き残り、子孫にその色を遺伝して次第に増えていく、というわけである。もっとも、ヘザー色とはどんな色だろうね。果実の毛といった、一見何の役にも立っていないような形質でも、実際には死活の重要性を持つこともある。つまり自然選択にかかるというわけである。

われわれの無知によってあえて判断するかぎりではまったく重要でないように思われる、種間に多くある小さな差異点をみると、われわれは、気候や食物などがたぶん軽微で直接の影響を生じているであろうことを、わすれてならない。だが、成長の相関にかんする多くの未知の法則があることを心にとめておくことは、さらにずっと必要のことである。成長の相関とは、体制の一部が変異によって変化し、その変化がその生物の利益になるため自然選択によって集積されると、それによって他の変化がおこり、それはしばしばまったく思いがけない性質のものでさえある、ということである。

成長の相関についてはすでに説明した。選択にかかる有利な形質にともなって、まったく関係のない形質も発達するというのだから、どう考えてみても自然選択にかかりそうもない特徴を持っている場合や、ある程度発達しないと役に立ちそうもない形質（例えばコウモリの翼）などを説明するための、ほとんど唯一の手段でもある。

飼育栽培下において一生のうちのあるきまった時期にあらわれる変異は、その子孫においてもそれとおなじ時期にあらわれる傾向があること——たとえば、野菜やいろいろの農作物の多くの変種では種子に、カイコの諸変種では幼虫やまゆに、ニワトリでは卵に、またひなの綿毛の色に、ヒツジやウシではほぼ成熟したとき角に——が知られているように、自然の状態のもとでは、自然選択が生物にたいしどの時期かにはたらき、その時期において役にたつ変異を集積し、そしてそれが該当の時期に遺伝されることにより、その生物を変化させていくことができるであろう。ある植物にとって種子を風によってますますひろく散布することが有利であるなら、これが自然選択によってなされるということは、綿花の栽培者がワタの木になる実のなかの毛を選択によって増加させ改良するよりも、たいして困難なことではないと思われる。自然選択は昆虫の幼虫を変化させ、成虫が遭遇するのはまったくちがった多くの条件に適應させることができる。これらの変化は、疑いなく、相関の諸法則によって成虫の構造に影響をおよぼすであろう。そして、数時間しか生きず全然えさをとらない昆虫の場合には、その構造の大部分は、おそらく、幼虫の構造に順次おこった変化と相関した結果であろう。それとは逆に、成虫におこった変化が幼虫の構造に影響を及ぼすことも、しばしばあるであろう。しかし、どの場合においても、自然選択は、ある変化につづいて一生の他の時期にあらわれた変化がいささかも有害であってはならないことを、たしかめるであろう。もしも有害なものであったら、種の絶滅がおこるはずだからである。

子供の生活にとって有利な変異が生じたら、それは当然自然選択にかかって発達する。その子供の変化が親の形態に変化を起こさせるかも知れない。その変化が有害なものだつ

たら除去されるが、有用でも有害でもなければそのまま残っていく。現在その変化は役に立たなくても、将来条件が変化したときには有用になるかも知れない。いろいろなことを考えるものだね。

自然選択は、子の構造を親との関係において変化させ、また親の構造を子との関係において変化させるであろう。社会性動物においては、自然選択は各個体の構造を全社会の利益のために、もしも社会が選択された変化により利益をうけるようになるなら、適応させるであろう。自然選択がなしえないのは、ある種の構造を、その種になんの利点もあたえないで、他の種の利益のために変化させることである。このような作用についての記述は博物学の書物にのっているけれども、研究の価値あるものは一つも発見されなかった。動物の全生涯でただ一度だけしかつかわれぬ構造も、ひじょうに重要なものであるなら、自然選択によりある程度まで変化させられる。ある昆虫がまゆをあけるだけにつかう大きなあごーまた、ひなが卵をわるにつかう口ばしのかたい先端は、その例である。口ばしの短い最良のタンブラーハトでは、卵から外にでられるものより卵のなかで死んでしまうもののほうが多いことが、たしかめられている。それで飼育者たちは、孵化をたすけてやるのである。ところで、もしも自然がハト自身の利益のために、完全に成長したハトの口ばしをひじょうに短くしなければならぬのであったら、その変化の過程はきわめて緩徐なものであったであろう。そしてまた同時に、もっとも強力でかたい口ばしをもつ卵内のひなが、きわめて嚴重に選択されることになったであろう。なぜなら、よわい口ばしをもつものは、みなかならず死んでしまわねばならないからである。あるいは、うすくてやぶりやすい殻が選択されることになったかもしれない。殻の厚さも、他のすべての構造と同様に、変異するものであることが知られている。

ダーウィンは、自然選択の働き方について、「その生き物の利益になる」という点に集中する。これは、前に説明した功利主義の考えに通じるものがありそうである。もっとも、自然選択を前提にする限り、それ以外には考えようはないが。自然の生き物の中に「博愛主義者」はまずいない。博愛主義は人間のすばらしい発明である。まあ、ずるがじこい人間のことだから、博愛主義の仮面をかぶった利己主義という複雑な主義も発明しているが。

このあたりの記述は、自然選択がどのように働いているのかということの列挙である。つまらない例や考え過ぎの例もあるが、ダーウィンがいかにものごとを広く総合的に、しかもこまやかに詳しく考えているかがよく分かる。狭い狭い研究分野に入り込むことこそ先端的科学者だ、などと考えている人に、読んでほしい部分である。

ダーウィンは、自然選択の特殊なケースとして、ここで雌雄選択の話をする。どう見ても生存上有利とは思えないクジャクの尻尾とか巨大なシカの角とかの説明である。

雌雄選択ー特殊な性質はしばしば飼育下で一方の性だけにあらわれ、その性に遺伝的に固定していくことがあるので、おなじ事実はおそらく自然界でもおこると思われる。もしもそういうことがおこるならば、自然選択は一方の性を、他の性との機能的関係において、あるいはときに昆虫でみられるように両性のまったく異なった生活習性との関係において、変化させることができるであろう。そこで、私が《雌雄選択》（性選択）とよぶものについて、以下に少しばかりのべなければならぬことになる。雌雄選択は生存闘争に関係するものではない。それは、雌を占有するために雄のあいだでおこる闘争に関係がある。その結果となるのは、まけた競争者の死ではなくて、そのものがわずかの子孫しかのこさないか、あるいはまったく子孫をのこさ

ないということである。それゆえ雌雄選択は、自然選択ほど厳重なものではない。一般に、もっとも強壯な雄、つまり自然界におけるその地位にもっともよく適合しているものが、最多数の子をのこす。だが、勝利が一般的な強壯性にもとづくのではなく、雄性だけが特殊の武器をもつことに依存する場合も多い。角のない雄ジカやけづめのないおんどりは、子孫をのこす機会をあまりめぐまれないことになろう。雌雄選択は、つねに勝利者に繁殖をゆるすことによって、不屈の勇気、けづめの長さ、けづめのある足に打撃をあたえるつばさの力のつよさを、発達させることがたしかであると思われる。それは、最良のおんどりを注意ぶかく選択することにより系統が改良されることを知っている、残忍な闘鶏家がすることと、同様である。自然の階段のどんな下のほうまで、この戦闘の法則がおこなわれているのかは、私は知らない。アリゲーターの雄は、雌を占有するために、インディアンが戦闘ダンスをするときと同様にたたかたり、わめいたり、ぐるぐるまわったりすると、記載されている。サケの雄は、一日中たたかっていることが、観察されている。クワガタムシの雄は、しばしば、他の雄の巨大な大顎によって、きずをおわされている。このたたかいは、おそらく、一夫多妻の動物の雄どうしのあいだで、もっともきびしいであろう。特殊な武器をそなえていることは、これらの雄で、もっとも多いように思われる。肉食動物の雄も、よく武装されている。もっとも、それらにも、また他のものにも、ライオンの雄のたてがみ、イノシシの雄の肩にあるこぶ、サケの雄のまがった顎のような特殊な防御の道具が、雌雄選択によってあたえられることがある。というのは、楯は剣や槍と同様に、勝利のために重要なものでありうるからである。

ここでダーウィンは、雌雄選択を生存闘争から切り離す。その理由は、「まけた競争者の死ではなくて、そのものがわずかの子孫しかのこさないか、あるいはまったく子孫をのこさないということ」だからである。ダーウィンは第三章の初めに、生存闘争という言葉は、依存している関係も含めて「比喩的に」使うと言っていたが、やはり敗者の死を前提にしているらしい。もっとも、生存闘争・自然選択説では、どうしてもそうならざるを得ないのだが。

しかし、同時にダーウィンは、「ライオンの雄のたてがみ、イノシシの雄の肩にあるこぶ、サケの雄のまがった顎のような特殊な防御の道具」に注意することも怠らない。これらの例は、ガチョウといっしょに暮らすことによって動物行動学あるいは行動生物学なる分野を開いたコンラート・ロレンツが、強調していた事実である。メスをめぐるオスの間の戦いが、相手を殺してしまうところまで行かないように、これらの特徴が発達しているのだ、ということである。ほかにも、オットセイの皮下脂肪の厚さと牙の長さとか、巨大なシカの角の枝分かれとか、戦いに破れたオオカミが自分の首筋を相手に示し、勝者はそれを軽く噛むだけで終わるといった闘争の儀式化であるとか、ロレンツは多くの例を挙げて、種内では相手を死に至らせる闘争はない、という結論を出した。ここでダーウィンは明らかにロレンツを先取りしている。

とにかく何でもよく見ているオジサンだね。

この雌雄選択に「繁殖戦略」という血なまぐさい名前をつけて、大々的に取り上げているのが、最近の社会生物学あるいは行動生態学である。この学問は、個体よりも遺伝子を大事にするから、メスを獲得できず子孫を残せなかったオスは、死んでも同然だと考えるのである。子供をつくって早死にするほうが、子供をつくらず長生きしたものよりも、生き物としては価値が高いということになる。F女史、もって如何となす。

その点ダーウィンはおおらかで、どうやら子供を残さなくても生き残ればよいと考えていたらしい。

雌雄選択の話は、もう少し続く。

鳥では、争いはしばしば、もっと平和な性質のものである。この問題に熱中した人たちは、だれでも、多くの種の雄どうしは歌で雌をひきつけるために、きわめてはげしい競争をしていると、信じている。ギアナのイソヒヨドリ、ゴクラクチョウ、また他のある鳥たちは、多数がむらがりあつまる。そして雌たちは見物人のように立っていて、さいごに、もっとも気に入った配偶者をえらぶ。おりに飼われた鳥をつききりでせわした人たちは、鳥がしばしば個体的えりごのみをすることを、よく知っている。たとえばサー・ヘロンは、一頭のまだらの雄クジャクがいかに目だって雌クジャクたちをひきつけたかについて、のべている。このような、みたところよわい手段にたいして、なんらかの効果を帰するのは、おとなげないことのようにも、みえるであろう。私はいまここで、この見解を支持するのに必要な詳細をのべる余裕がない。だがもしも人間が短時間でバンナム種のニワトリに優雅な姿と美しさを、人間自身の美の標準にしたがい、何千世代もかかって、もっとも歌のうまい、あるいはうつくしい雄を選択することにより、顕著な効果を生じさせるであろうということを、うたがうにたりるだけの理由を発見できない。雄鳥と雌鳥の羽衣にかんし、それを幼鳥の羽衣と比較したときにみとめられる、若干のよく知られた法則は、つぎのような見解によって説明できるであろうと、私はつよく推測する。それは、羽衣はおもに、鳥が繁殖する齢に達したときかまたは繁殖季節のあいだに、雌雄選択により変化させられてきたのであるという見解である。このようにして生じた変化は、該当する齢あるいは季節において、雄だけにまたは雌雄にともに遺伝される。しかし、私はいま、この問題に立ちいる余裕をもたない。

ライオンやオオカミと違って、鳥ではメスがオスを選ぶという、平和的手段で雌雄選択が行なわれている。その結果が、鳥のオスの派手な衣装となる。

それはたしかにそうだとは思ふのだが、できあがったオスの衣装は、クジャクの尻尾をはじめとして、あまりにも派手すぎるように思われてならない。そのオス自身にとって、あまりにも生存上不利になると思わざるを得ないからである。

ダーウィンは一方で、生存上ほんのわずかでも不利な変異を生じたものは、たちまち自然選択によって取り除かれてしまう、と強調している。だが、この明白な「不利」については、口をつぐんでいる。そして、自然選択とは別の原理であると称して、雌雄選択を持ち出しているのである。論理に忠実なダーウィンとしては、珍しく矛盾しているところであろう。

この矛盾を解決する唯一の方法は、鳥の世界には自然選択がそんなにきびしく働いていないと認めることである。ライオンのたてがみはともかく、シカの巨大な角もまた、ダーウィン流の自然選択が働けば、たちまち淘汰されてしまうだろう。だが、ダーウィンは、死んでも自然選択が働かないとは言わない。言えは彼の全学説が崩壊するからである。

このようなわけで、ある動物の雄と雌が一般的な生活習性はおなじだが構造、体色、または装飾において差異を示しているとき、この差異は主として雌雄選択によって生じたのであると、私は信じるのである。つまり、継起する各世代においてある雄の個体は、武器や、防御の手段や、魅力の点で、他の雄にわずかながらまさっており、これらの利点を子孫の雄につたえたのである。とはいえ私は、このような雌雄の差異をことごとくこの作用に帰したいとのぞんでいるのではない。飼育動物の雄において、戦闘のために有用でなく雌を誘引するとも思われないうろの特殊な性質（伝書パトの雄の肉だれ、若干の飼鳥の雄にみられる角状の突起など）が生じて固定していくことが、みられるからである。これに相似の例を、自然界にみることができ

る——たとえば、シチメンチョウの雄の胸にある毛の房は、有用であるとか飾りになるとかということがありそうもないものである。——実際、この房が飼育下で出現したならば、それは奇形とよばれたにちがいない。

「戦闘のために有用でもなく」というのはいいが、「雌を誘引するとも思われないいろいろの特殊な性質」というのはおもしろい。ダーウィンの好みが見られているからである。クジャクの尻尾はメスを誘引するが、伝書バトのオスの肉だれは誘引しない、いや、誘引するはずがない、と決めつけている。それはダーウィンの主観であって、伝書バトのオスの主観ではないだろう。

それはともかく、ダーウィンはオスに見られるさまざまな特徴を、雌雄選択として自然選択から切り離し、もとの主題にもどるのである。

自然選択の作用の例——私の信じるところでは自然選択はこのようにはたらくということ、明らかにするために、一、二の想像的な例をかかげることについて、許しをこわねばならない。あるものはたぐみな業で、あるものは力のつよいことで、あるものははやくはしることで、身の安全をはかるさまざまな動物をえものとするオオカミを、例にとってみよう。ところで、もっともはやくはしるえもの——たとえばシカ——が、オオカミのもっとも食物にこまる季節に、その国におこった何かの変化のために、数をましたということ、あるいは他のえもの数がへったということ、想像してみたら、どうなるであろうか。このような事情のもとでは、もっとも敏活ですらりとしたオオカミが——かれらが一年のうちのこの時期にも他の時期にも、他の動物をえものとしなければならなくなったときには、それをとらえる力をなお保持していると仮定したうえで——生存の機会にもっともめぐまれ、保存あるいは選択されることになるであろうことを、うたがう理由は発見されない。人間がグレイハウンドの疾走力を、綿密な方法的選択によって、あるいはひとりひとりが品種を変えるという考えはもたずにただ最良のイヌを保持しようとするのでなされる無意識的選択によって、改良しうるのと同様に、それはたしかなことだと、いえるのである。

オオカミは、シカをはじめさまざまな獲物を食べている。ところが、シカが増え、それ以外の獲物が減った状況を想像せよ、とダーウィンはいう。いろいろな餌を食べることができたときには、のろまなオオカミも生き残れたであろう。しかし、シカしかいなくなれば、敏活なオオカミしか生き残れないではないか。

同じように、ウシしかいなくなれば、頑丈な足と歯を持つオオカミが選択されることになる。

オオカミのえものとなるいろいろの動物の相対的な数にまったく変化はなくても、一定の種類のをねらうという内的傾向をもった子がうまることがある。これもまた、そんなにありえないことと考えられてはならない。われわれは、家畜の生来の性向に大きな差異があることを、しばしば観察するのである。たとえば、あるネコはネズミを、他のネコはハツカネズミを、とろうとする。セント・ジョン氏によれば、あるネコは鴉を、他のネコはノウサギやカイウサギをもちかえるが、また他のネコは、湿地で鴉をして、ほとんど夜ごとにヤマシギやシギをとらえる。ハツカネズミよりもネズミのほうをとらえるという傾向は、遺伝することが知られている。ところで、習性あるいは構造におこったなんらかの軽微な生得的変化が、ある一頭のオオカミにとって利益であったとすると、そのオオカミは生存し子をのこすにつ

いて最良の機会をもつことになるであろう。その子はたぶんおなじ習性あるいは構造をうけついでおり、そしてこの過程がくりかえされていくことにより、祖先の種類のおオカミにとってかわる、あるいはそれと共存する新変種が形成されることができよう。あるいはまた、山地にすむオオカミと平地にすむオオカミとは、当然、ちがったえものを追うわけであり、両居住地のそれぞれにもっとも適した個体がつづけて保存されていくことにより、徐々に二つの変種が形成されることになるであろう。これら両変種は、もしもであれば交雑し混交するであろうが、われわれはまもなくのちに、またこの交雑の問題について論じなければならぬ。なお、ここに付言しておくが、ピアース氏によれば、アメリカ合衆国のキャッツキル山脈にはオオカミの二変種がすんでいる。いっぽうはグレイハウンドに似た軽快な種類で、シカを追い、他方はもっとがっちりしていて、あしが短く、飼育されているヒツジのむれをおそうことが多いという。

1 女史の飼っているネコはアメリカ原産で、魚を食わないという。シカしか食いたくないというオオカミが出てくる可能性はもちろんある。そう考えると、餌に変化が起こらなくとも敏活なおオカミはつくれるわけである。

こうして新しくできたちょっと変わったオオカミは、新変種となる。もとのオオカミを減ぼしてしまうか、共存することになる。ただし、同じ種だから交雑するはずで、交雑するとせつかくの形質がまたもとへもどってしまう。そこで、交雑に関して考察する必要があるが、それをダーウィンは後に行なっている。

ではつぎには、もっと複雑な例をとりあげてみよう。いろいろの植物が、あまい汁を分泌する。それは、体液から何か有害なものをのぞくためであるように思える。この分泌は、あるマメ科植物の托葉の基部やふつうのグッゲイジュの葉のうらにある腺によってなされる。この汁は、分量は少ないが、昆虫が食欲にもとめるものである。ところで、少量のあまい汁あるいは花蜜が花弁の内がわの基部から分泌される場合を、想像してみよう。この場合には、昆虫は花蜜をもとめについて花粉にまみれ、たしかにしばしば花粉を一つの花から他の花の柱頭にはこぶことになるであろう。同種のちがった二個体の花が、このようにして交雑される。交雑の作用はひじょうに強壯な実生を生せしめると信じてよい（のちにもっとくわしくのべるように）十分な理由があり、そしてその実生のあるものは、おそらく、花蜜を分泌する能力を遺伝されているであろう。腺すなわち蜜腺が最大で多量の花蜜を分泌する花は、昆虫のおとずれる機会がもっとも多く、頻繁に交雑されるはずである。それで、長い期間のうちには、優位にたつようになる。雄しべや雌しべが、おとずれてくる特殊な昆虫の大きさや習性との関係で、花粉を花から花にはこぶののいくらかでも有利なように位置している花も、同様に利益を受け、あるいは選択されるであろう。花蜜ではなく花粉をあつめるために昆虫が花をおとずれる場合を、とってみることもできる。花粉はただ受精の目的だけでつくられるものであるから、その破壊は植物にとってたんなる損失であるようにみえる。だが、少量の花粉が、最初は偶然に、つぎには習性として、花粉をたべる昆虫によって花から花にはこばれ、その結果として交雑がおこるならば、たとえ花粉の十分の九がうしなわれてしまっても、それはなお植物にとって大きな利益であるはずである。そこで、ますます多くの花粉をつくり、ますます大きな葯をもつ個体が、選択されることになるであろう。

ここでダーウィンは、蜜を出す植物と昆虫の関係を論じる。もちろんそれは、花粉を運

ばせるという、有利な変異として自然選択される。では、花粉だけとりにくる昆虫はどうか、など、ダーウィンの議論は相変わらずこまかい。

もしも植物が、ますます昆虫をひきつけやすい花がたえず保存されていくことすなわち自然選択の過程によって、昆虫をひじょうにひきつけるものになっていくなら、昆虫のほうは、自分は意図することなしに、花から花へ規則的に花粉をはこんでいくことになるであろう。これがいかに有効におこなわれるか、私はそれを多くの顕著な例で容易に示すことができる。ここには、ただ一例だけをあげておこう。それはひじょうに顕著な例とはいえないが、しかし同時に、それもここでふれねばならない植物の雌雄のわかれの第一歩をあらわしているものである。ヒイラギのある木には雄花だけがついており、その花にはむしろ少量の花粉をもつ四本の雄しべと痕跡的な雌しべとがある。またヒイラギの他の木には雌花だけがつき、その花には完全にそだった雌しべと、葯がちぢんでしまって一粒の花粉も発見できない四本の雄しべとがある。私は一本の雌の木が一本の雄の木から正確に六〇ヤードはなれてたっているのをみつけ、それぞれちがった枝についていた二〇個の花をつみとり、それらの雌しべの柱頭を顕微鏡でしらべた。どの柱頭にも、例外なく、花粉が発見され、ひじょうにたくさん花粉がついていたものもあった。風はいく日も雌の木から雄の木のほうに吹きつづけていたので、花粉が風ではこぼれてくるはずはなかった。気候はさむく、あれぎみで、ハチには好適でなかった。それにもかかわらず、私がしらべた雌花はどれも、花蜜をもとめて木から木にとび、たまたま花粉にまみれたハチたちによって、有効な受粉をしていた。ところで、われわれが想像した場合にもどってみよう。植物が高度に昆虫をひきつけるようになり、花粉が花から花に規則的にはこぼれるようになる、そこで他の過程がはじまることになるであろう。《生理的分業》とよばれているものが有利であることを、うたがう博物学者はいない。それでわれわれは、ある花またはある木には雄しべだけを生じ、他の花または他の木に雌しべだけをつけるのが植物にとって利益であると、信じてよいことになる。栽培され、新たな生活条件のもとにおかれた植物では、ときには雄の器官、またときには雌の器官が、多少とも生殖不能におちいることがある。このようなことが自然界でも、ごく軽微な程度であれ生起すると想像してよいなら、つぎのようになると考えられるであろう。花粉はすでに規則的に花から花にはこぼれているのであるし、そして植物の雌雄がますます完全に分離することは分業の原則ののちとして利益であるとされるのであるから、この傾向がますます増大した個体はたえず利益をうけ、つまり選択されていて、ついには雌雄が完全に分離するにいたるであろう。

植物では雌雄同体のものが結構多い。それは、動けない植物では動物のように簡単に交尾ができないからである。ところが、昆虫が花粉を媒介してくれることになると、雌雄異体になる可能性が出てくる。そしてそれもまた、自然選択によって行なわれたはずだ、というのが、ダーウィンの考えである。

ではつぎには、われわれの想像した例における、花蜜をくう昆虫について、考えてみよう。われわれが継続的に選択をして花蜜を増加せしめた植物が、ごくふつうにはえる植物になっていて、若干の昆虫がおもにその花蜜を食物として生きているという場合を、想像してみることが可能である。私は、ハチが時間の節約のためにいかに熱心であるかを示す多くの例をあげることができる。ハチがある花の基底部に穴をうがって花蜜を吸うという習性はその

一例であるが、じつはハチは、ごくわずかよけいに労力をつかいさえすれば、花の口からはいっていくことができるのである。私はこの事実を心にとめていたので、体の大きさや形、あるいは口さきの彎曲などの偶然的な変化は、たとえわれわれには認知しがたいほどごく軽微なものであっても、ハチや他の昆虫の利益になりうることを、つまりそうした特徴をもつ個体が他のものより食物をすみやかにうることができ、生存し子孫をのこすのによりよい機会をもつようになりうるということを、どうしてももうたがうことができない。そのような個体の子孫には、おそらく、構造が同様に軽微な変化を生じうる傾向が遺伝されているであろう。ふつうのアカツメクサ〔クローバー〕とベニイロツメクサの花冠の筒は、ちょっとみただけでは長さがちがっているようには思えない。ところがミツパチはベニイロツメクサからはたやすく蜜をすうことができるが、ふつうのアカツメクサからはすえない。アカツメクサにやってくるのは、マルハナバチだけである。それだから、アカツメクサは野原いっぱいさいていても、せっかくの貴重な花蜜の豊富な供給が、ミツパチにはなんの役にもたたないのである。もしもミツパチがわずかでも長い、あるいは構造のちがった口さきをもっていれば、それは大きな利益になると思われる。他方、私は実験によって、ツメクサの受精率は、ミツパチがどれほど花冠をおとずれてそのいろいろの部分をつごかし、花粉を柱頭の表面におしつけるかに依存していることを、発見した。それゆえ、また、もしもある国でマルハナバチの数がへってしまったら、アカツメクサにとってはミツパチがその花をおとずれることができるように、花冠の筒がもっと短くなるか、あるいはふかく切れこんだものになることが、おおいに有利であるにちがいない。このようにして私は、花とミツパチが同時にあるいは順次に、軽微ながら相互的に有用な構造の偏差をあらわす個体がひきつづき保存されていくことによって変化し、もっとも完全な様式で相互に適応していく経過を、理解することができるのである。

昆虫と花の相互適応である。これも生態学で最近、相互進化とか共進化などという言葉で流行しているが、何でも知ってるダーウィンに先取りされている。もっとも、ダーウィンは、アカツメクサがなぜマルハナバチだけしかはいれない花を発明したのかには触れていない。マルハナバチがいなくなればそういう変化が有用になり、花の形が変わるだろうと書いてはいるが、そしてそれはその通りだと思うが、別にマルハナバチがいる現在でも、ミツパチをも呼び寄せるとな花の形にしたほうが有利なのではないのだろうか。つまり、アカツメクサはマルハナバチだけがはいれる花を自然選択でつくったのだから、そのほうが彼にとって有用であったという考察が必要だろう。もっとも、これ以上ダーウィンに注文を出すと、また話が長くなるからやめておこう。

当時はもちろん、花も昆虫も神様が創ったことになっていたから、こんなことを書くとあちこちから砲弾が飛んでくる。そこでダーウィンは先手を打つ。

上記の想像的な例で説明したこの自然選択の学説が、サー・チャールズ・ライエルの「地質学の例証となる地球の現在の変化」にかんする貴重な見解にたいして最初にむけられたのとおなじ異論をうけるであろうことを、私は十分に承知している。だが現在ではすでに、巨大な谷がうがたれたり内陸の長大な絶壁が形成されたりするのに岸辺の波がつまらぬ、些細な原因でしかないということは、めったにいわれなくなっている。自然選択は、保存されてきた生物にとっていずれも有利な、ごく微小の遺伝的変化の保存と集積によってのみ作用することができるのである。そして現代の地質学が、巨大な谷がただ一回の大洪水でうがたれたというような見解を追放してしまったの

と同様に、自然選択も、もしそれが正しい原理であるなら、新しい生物がくりかえして創造されてきたという信念や、生物の構造が大きな急激の変化をしてきたという信念を、追放してしまうであろう。

サー・チャールズ・ライエルは、第六章の最後に解説しておいたが、地形の形成は毎日見られる小さな変化の積み重ねで生じたという説を出し、キュビエの天変地異説に対抗して近代地質学を始めた人である。そのライエルの地質学がいまや定説になりつつあったので、自分の学説も将来は認められるはずだと言っているわけである。「新しい生物がくりかえして創造されてきたという信念」とはもちろんキュビエのことだが、正確に言うとキュビエの弟子であるルイ・アガシなどの説だった。キュビエ自身は、大洪水のあと、新しく生物が創造されたなどとは言っていない。どこか他の地域から移動してきたのだとごまかしている。化石は次々と掘り起こされ、大洪水も一回では足りなくなった。最終的には30回の大洪水が起こったことになったらしい。その度に生物を作り直された神様は、あの世へ来たアガシを叱りつけたに違いない。

ライエルには「サー」がついている。しかし、ダーウィンはついにサーの称号はもらえなかった。やはりその学説がたたったのだろう。でも、サー・チャールズ・ダーウィンよりも、ミスター・ダーウィンのほうが、私は気に入っている。

「日本生物学会誌」バックナンバーあります

ご希望の号数を書いて本部までお知らせください
先着順でお送りします

ただし、なくなっている号もいくつかありますから
ご希望にそえない場合もあります
送料はそちらの負担です
送られてきた封筒にはってある切手を見て
折り返しご送金ください
切手でもかまいません

奥野良之助

今回からいよいよ「矛盾論」に入る。「実践論」は比較的簡単で分かりやすかったが、「矛盾論」は一筋なわではいかない。「跪弁(きべん)と紙一重」という評もあり、うなづけないこともない。

矛盾という言葉は、昔中国の大道商人が、「どんな盾でも突き通せる矛」と「どんな矛でも防げる盾」を同時に売っていて、客から「その矛でその盾を突けばどうなる？」と聞かれて困ったという話に由来する。「その場合には『腕』による」と答えればいいのにな。

私たちはふつつ、矛盾はあってはならないものと考えている。だから「お前の理論は矛盾しているではないか」と言われると、「いや、矛盾していない」と反論することになっている。矛盾を含む理論は、理論として成り立たないことになっているからである。

ところが毛沢東は、矛盾があっても平気である。矛盾はそこらあたりどころがっている。矛盾はあるのが当たり前であって、矛盾がないというほうがおかしい、というのが、毛沢東の考えである。なぜなら、この世が動いているのは矛盾のおかげであり、矛盾がなくなれば一切のものごとはすべて死滅してしまうと、彼は考えているからである。

ある国を支配しているものは、国の中に動きのないことをよしとする。そのほうが、我が身が安泰だからである。逆に、支配されているほうは、何かの動きを期待する。支配-被支配関係が固定してしまっはいつまでたってもうだつが上がらないからである。そこで、支配者は矛盾をきらい、被支配者は矛盾を好む。毛沢東は当時、革命戦争の真っ只中にいた。そこで彼は、矛盾を大いに強調するのである。

そこでそろそろ本文に取りかかろう。

毛沢東 「矛盾論」

1937年8月

(編集者による前書)

この哲学論文は、毛沢東同志が『実践論』について、それとおなじ目的のために、つまり党内に存在するゆるい教条主義思想を克服するために書いたもので、かつて延安の抗日軍事政治大学で講演したことがある。本選集におさめるにあたって、著者は部分的な補足、削除、訂正をおこなった。

事物の矛盾の法則、すなわち対立面の統一の法則は、唯物弁証法のもっとも根本的な法則である。レーニンはいっている。「本来の意味においては、弁証法は、対象の本質そのものにおける矛盾の研究である。」レーニンはつねにこの法則を弁証法の本質とよび、また弁証法の核心ともよんでいる。したがって、この法則を研究するはあい、どうしてもひろい面にわたり、多くの哲学問題にふれないわけにはいかない。これらの問題をはっきりさせれば、われわれは唯物弁証法を根本的に理解することになる。これらの問題とは、二つの世界観、矛盾の普遍性、矛盾の特殊性、主要な矛盾と矛盾の主要な側面、矛盾の諸側面の同一性と闘争性、矛盾における敵対の地位である。

弁証法というのは、『実践論』のときに少し説明しておいたように、自然も社会も、あるいは宇宙全体も、絶えず動き、変化し、発展していると考えられる考え方である。その動き、

変化、発展の原動力が、ものごとの間にある矛盾だというわけである。だから矛盾は「弁証法の核心」となる。

ソ連の哲学界では、この数年間、デボーリン学派の観念論が批判されてきた。このことは、われわれの非常に大きな興味をよんでいる。デボーリンの観念論は、中国共産党内にも非常にわるい影響をおよぼしており、わが党内の教条主義思想は、この学派の作風と関係がないとはいえない。したがって、われわれの現在の哲学研究活動は、教条主義思想の一掃をおもな目標にしなければならぬ。

デボーリンがどんなことを言っていたのか、全然知らない。『岩波哲学小辞典』には、「デボーリン（1881-1969）：ソ連の哲学者。雑誌《マルクス主義の旗のもとに》の責任編集者として機械論的偏向を批判し、その著書はわが国でも多く読まれたが、1930年頃、彼の一派の傾向は《メンシェヴィキ的観念論》として批判された」とある。そこで、「メンシェヴィキ的観念論」をひくと、訳の分からないことがいっぱい書いてあった。深入りは止めておこう。本会会員には、政治学者や経済学者がいるからね。どうやら、現実具体的な条件を無視して、どこにでも一般理論を適用しようとした一派らしい。それが中国共産党に影響して教条主義ははびこり、毛沢東が怒ったということである。

一 二つの世界観

人類の認識史には、宇宙の発展法則についてこれまで二つの見解が存在してきた。一つは形而上学（けいじじょうがく）的な見解、他の一つは弁証法的な見解であって、それらはたがいに対立しあう二つの世界観を形成している。レーニンはいっている。「発展（進化）についての二つの基本的な（あるいは二つの可能な？あるいは二つの歴史上よくみられる？）観点は、つぎのとおりである。すなわち、発展とは減少および増大であり、反復であるとみること、発展とは対立面の統一（統一物がたがいに排斥しあう二つの対立面にわかれ、そしてこの二つの対立面がたがいに関連しあっている）であるとみることである。」レーニンがいっているのはつまり、この二つの異なった世界観のことである。

『実践論』のなかで、人間の意識と無関係にもんごが存在するかどうかで、「観念論」と「唯物論」に分かれることを説明した。その上、ものごと（観念論では意識）が固定的で変化しないと考えるか、流動的で変化すると考えるかで、「機械論」と「弁証法」の二つの考え方があることも説明した。ここはその話である。もっともここでは、機械論の代わりに「形而上学」という変な言葉が使われている。

古代ギリシャでアリストテレスは、まず自然界の現象を講義した。これを自然学（フィジカ）という。物理学のことをフィジックスというが、このフィジカから来ている。その後でアリストテレスは、自然に存在するような形のあるものではない、形のないものについて講義した。形のないもの、つまり精神の学のようなものだろう。ただしアリストテレスはそれを単に、「メタフィジカ」と呼んだ。正確には「タメタフィジカ」つまり「自然学の後におかれた本」という意味である。だから直訳すると「後自然学」となる。これをわが明治の学者は「形而上学」と訳した。形の上にある学という意味である。自然学のほうは同じように言うとなれば「形而下学」となる。ここから、何か形のあるものを研究する学よりも、形のない純粋に思考する理論の学のほうが上等だということになっている。理学部の中でも、数学・物理学・化学・生物学・地学という序列があり、それはこの考えに

従っているのである。物理学の中でも理論物理学のほうが実験物理学より上等だという考えが、少なくとも理論物理学者の中には、現在でも存在している。

ところが、弁証法の大家ヘーゲルが、世の中には矛盾はなくすべてものは変化しないという考え方を「形而上学的」と呼んだ。これは、別の言葉で言うと、「機械論的」ということである。以後、ヘーゲルを受け継いだマルクス主義者の間では、機械論的ということをも形而上学的というようになった。つまり、非弁証法的ということである。哲学用語はややこしいね。

この形而上学的（機械論的）考え方と、弁証法的考え方が、「二つの世界観」であり、レーニンの要約によると、「発展とは減少および増大であり、反復であるとみる（形而上学的）」と、「発展とは対立面の統一であるとみる（弁証法的）」ことである。

形而上学は、玄学ともよばれている。この思想は、中国でもヨーロッパでも、歴史上非常に長いあいだ、観念論的な世界観にぞくし、人びとの思想のなかで、支配的な地位をしめていた。ヨーロッパでは、ブルジョア階級の初期の唯物論も形而上学的であった。ヨーロッパの多くの国の社会経済が資本主義の高度に発達した段階にすすみ、生産力、階級闘争および科学がいずれも歴史上かつてない水準に発展し、工業プロレタリア階級が歴史を発展させるもっとも偉大な原動力になったことによって、マルクス主義の唯物弁証法的世界観がうまれた。そこで、ブルジョア階級のあいだには、公然たる、極度に露骨な、反動的観念論のほかにも、また俗流進化論が現れて、唯物弁証法に対抗するようになった。

18世紀のフランスに、きわめて戦闘的な唯物論が現われた。百科全書をつくったデイドロワヴォルテール、そして『人間機械論』のラ・メトリなどである。当時のフランスは絶対王政時代であり、神の代理人としての国王が絶対権力を振るっていた。思想的にはもちろん観念論の世界であり、その中で唯物論を説くことは危険思想となる。ただし、その唯物論は機械論的、つまり形而上学的なものである。それは、ラ・メトリの『人間機械論』（杉捷夫訳、岩波文庫）を読むとよくわかる。この本は、短いしおもしろいから、読むことをお勧めしておく。この18世紀フランス唯物論がその世紀の終わりに起こったフランス大革命の思想的準備をすることになる。

俗流進化論というのは、何を指しているのかよく分からない。多分ダーウィンの進化論が単純化され、とくに人間や人間社会に適用された社会ダーウィン主義のことだろう。ダーウィン自身はけっこう弁証法的だったのだが、それを単純化した社会ダーウィン主義は、優勝劣敗・弱肉強食・適者生存などの言葉に見られるように、機械的に進化論を人間社会にあてはめ、資本主義的競争の正当化をはかったものであった。

形而上学あるいは俗流進化論の世界観というものは、世界を孤立的な、静止的な、一面的な観点でみるものである。こうした世界観は、世界のすべての事物の形態と種類を、永遠にそれぞれ孤立した、永遠に変化することのないものとみなしている。変化があるとしても、それはただ量の増減と場所の変動にすぎない。しかも、その増減と変動の原因は、事物の内部にあるのではなくて事物の外部にある、すなわち外力によって動かされるものだとしている。形而上学者は、世界のさまざまな異なった事物と事物の特性は、それらが存在しはじめたときからそうっており、その後の変化は量の上での拡大または縮小にすぎないとしている。かれらは、一つの事物は永遠におなじ事物としてくりかえして発生するだけで、異なった別の事物に変化することはない、と考えている。形而上学者からみれば、資本主義の搾取、資本主義の競争、資本主義社会の個人主義思想などは、古代の奴隷社会でも、さらに

原始社会でさえ、見いだすことができるし、しかも、永遠に変わることなく存在しつづけるということになる。社会発展の原因ということになると、かれらはそれを地理、気候など社会外部の条件によって説明する。かれらは単純に、発展の原因を事物の外部にもとめ、事物の発展が内部矛盾によってひきおこされると主張する唯物弁証法の学説を否定する。したがって、かれらには事物の質の多様性を説明することができないし、ある質が他の質に変化する減少を説明することができない。こうした思想は、ヨーロッパでは17世紀と18世紀には機会論的唯物論となつてあらわれ、19世紀末から20世紀のはじめには、俗流進化論となつてあらわれた。中国には「天は不変であり、道もまた不変である」といった形而上学の思想があり、長いあいだ、腐敗した封建的支配階級から支持されてきた。百年このかた、ヨーロッパの機械論的唯物論や俗流進化論が持ちこまれて、これがブルジョア階級から支持されている。

ここで毛沢東は、「形而上学的＝機械論的」な考え方の要約をしている。それは世界を「孤立的」「一面的」「静止的」なものとして見る見方である。もちろん変化もある。しかしその変化は、「量の増減と場所の変動」に限られる。子供は成長して大人になるが、量的に膨らんだだけと見るわけである。さらに、その変化は「外力によって動かされる」だけだと考える。飯を食わせれば子供は大きくなるではないか。

後半はその見方を人間社会に当てはめたもので、社会もまた外力によって量的な増減を繰り返すだけで、質的な変動は起こってこなかったし、これからも起こらないだろうということである。

ソ連が崩壊したとき、「社会って、ほんとうに変わるんですね」と感動していた学生がいたが、高度成長経済とともに成長してきた若者にとって、社会が変動することなど実感できなかったのだろう。たしかに高度成長時代はGNPの増大という、量的な変化だけが続いていた。

中国でもヨーロッパでも、中世までは天や神によって世界は不変に保たれていると考えられ、その考えが強制されてきた。生物の神による創造説は、その代表的なものだった。ただ、それを打ち破ったものは、実は機械論的唯物論だったのである。18世紀フランス唯物論によってブルジョワ革命が起こり、ダーウィンの『種の起原』はブルジョワを大いに励ました。だが、ブルジョワが支配権を握った資本主義時代になると、この機械論は、資本主義体制の維持に使われることになる。権力を握った以上、質の変化は好ましくないからである。

ついで毛沢東は、この形而上学に対する弁証法の考え方を説明する。

形而上学の世界観とは反対に、唯物弁証法の世界観は、事物の発展を事物の内部から、またある事物の他の事物にたいする関係から研究するよう主張する。すなわち事物の発展を事物の内部の、必然的な自己運動とみなし、また一つ一つの事物の運動は、すべてその周囲の他の事物とたがいに連携しあい、影響しあっているものとみる。事物の発展の根本原因は、事物の外部にあるのではなくて事物の内部にあり、事物の内部の矛盾性にある。どんな事物の内部にもこうした矛盾性があり、そのために事物の運動と発展がひきおこされる。事物の内部のこの矛盾性は、事物の発展の根本原因であり、ある事物と他の事物がたがいに連携しあい、影響しあうことは、事物の発展の第二義的な原因である。

弁証法的唯物論では、世界を静止したものではなく、絶えず変化発展しつつあるものとする。そして、その変化は、事物の内部から生じる。事物の内部に矛盾があつて、それを

解消するためには変化しなければ仕方がないのである。子供は量的拡大、つまり成長もするが、それだけではなく、子供から大人へと変化、つまり発育していく。これは単なる量的増大ではない。鉄と金を並べて置いておくと、金はなかなか変化しないが鉄はすぐに錆びて崩壊する。同じ外力が働いているにも関わらず生じるこの違いは、金と鉄の内部に原因があることを示している。そこで毛沢東は「事物の内部のこの矛盾性は、事物の発展の根本原因」であるという。

何の矛盾も悩みもなく育ってきている最近の学生が、身体は大きくなってもなかなか大人になれないのは、どうやらここに原因があるらしい。

このように、唯物弁証法は、形而上学の機械論的唯物論や俗流進化論の、外因論または受動論に、力づくで反対してきた。たんなる外部的原因是、事物の機械的運動、すなわち範囲の大小、量の増減をひきおこすだけで、事物はなぜその性質が千差万別であり、また、なぜたがいに変化しあうかを説明することができないのはあきらかである。事實は、たとえ外力によって動かされる機械的運動でも、やはり事物の内部の矛盾性をつうじなければならぬのである。植物や動物の単純な成長、その量的な発展も、主としてその内部の矛盾によってひきおこされる。同様に、社会の発展は、主として、外因によるのではなくて内因によるのである。多くの国はほとんどおなじような地理的、気候的条件のもとにあるが、その発展の相違性と不均等性は非常に大きい。一つの国についてみても、地理や気候に変化がないという状況のもとで、社会には大きな変化がみられる。帝国主義のロシアは社会主義のソ連に変わり、封建的な鎖国日本は帝国主義の日本に変わったが、これらの国の地理や気候には別に変化がなかった。長いあいだ封建制度によって支配されてきた中国には、この百年来、大きな変化がおこり、いま、自由・開放の新中国にむかって変化しつつあるが、中国の地理や気候には別に変化がなかった。地球全体および地球の各部分の地理や気候も変化はしているが、社会の変化にくらべると、ごくわずかな変化しかみられない。前者は、何万年かを単位として変化があらわれるが、後者は、何千年、何百年、何十年、ときには何年あるいは何カ月（革命の時期には）のあいだにさえ変化があらわれるのである。唯物弁証法の観点によれば、自然界の変化は、主として自然界の内部矛盾の発展によるものである。社会の変化は、主として社会の内部矛盾の発展、すなわち、生産力と生産関係との矛盾、諸階級のあいだの矛盾、新しいものとふるいものとのあいだの矛盾によるものであり、これらの矛盾の発展によって社会の前進がうながされ、新旧社会の新陳代謝がうながされる。

毛沢東はさらに、外部の原因による単なる量の増減ですら、内部の矛盾を通じて起こるのだ、という。生物の「発育」のみならず、「成長」でも、内部の矛盾がなければ生じない。もっとも、内部の矛盾のない最近の若者も、成長だけは充分しているけどね。

「年年歳歳 花相い似たり。年年歳歳 人同じからず」という言葉がある。これは、自然と人間社会の変化のスピードが違うことを表わしている。自然でも長い目で見れば変化しているのである。そして、その自然でも社会でも、その変化はそれぞれの内部に抱えている矛盾に原因がある。これを「内因」という。外部からの影響は「外因」である。

では、唯物弁証法は外部的原因を排除するものだろうか。排除はしない。唯物弁証法は、外因を変化の条件、内因を変化の根拠とし、外因は内因をつうじて作用するものとする。鶏の卵は適当な温度をあたらされると、ひよこに変化するが、石ころは温度をくわえてもひよこにはならない。それは両者の根拠がちがうからである。各国人民のあいだの相互影響はつねに存在する。

資本主義時代、とくに帝国主義とプロレタリア革命の時代には、各国のあいだの政治的、経済的、文化的な相互影響と相互衝撃はきわめて大きい。十月社会主義革命は、ロシアの歴史に新紀元をひらいたばかりでなく、世界の歴史にも新紀元をひらき、世界各国の内部の変化に影響をおよぼし、同様にしかもとくに深刻に、中国の内部の変化に影響をおよぼした。しかし、このような変化は、各国の内部そのもの、中国内部そのもののもつ法則性をつうじておこった。二つの軍隊が戦うばあい、一方が勝ち、他方が負けるが、勝つのも負けるのも、みな内因によってきまる。勝つ方は、強いのか、あるいはその指揮にまちがいがないからであり、負ける方は、弱いのか、あるいはその指揮にまちがいがあるからで、外因が内因をつうじて作用するのである。1927年に、中国の大ブルジョア階級がプロレタリア階級をうちまかしたのは、中国プロレタリア階級内部の（中国共産党内部の）日和見主義をつうじて作用をおこしたのである。われわれがこの日和見主義を精算すると、中国革命はあらたに発展した。その後、中国革命はまた敵からひどい打撃を受けたが、それは、われわれの党内に冒険主義があらわれたからである。われわれがこの冒険主義を精算すると、われわれの事業はまたあらたに発展した。こうしたことからみて、ある政党が革命を勝利にみちびくには、どうしても自己の政治路線の正しさと組織の強固さに依存しなければならない。

弁証法では内因を重視する。しかし、外因も否定はしない。生まれたばかりの子供に言葉を教えても習得しない。これは、言葉をしゃべるための喉の構造が完成せず、またそれだけの脳も発達していないからである。内因ができていないのにいくら外因を与えても変化はない。脳が発達し、喉の構造が完成すると、子供は言葉をしゃべる内因を獲得する。しかし、内因だけがあっても、それだけではしゃべれるようにはならない。言葉は外から教えてもらわなければならないからである。つまり、内因が準備された時、教えるという外因が働いて、初めて言葉をしゃべることができるようになる。「外因は内因を通じて働く」というのは、そういう意味である。「鶏の卵は適当な温度をあたえられると、ひよこに変化するが、石ころは温度をくわえてもひよこにはならない」つまり石には内因がない、ということだが、ちょっと極端な比喻だね。

弁証法的な世界観は、中国でも、ヨーロッパでも、古代にすでにうまれていた。しかし、古代の弁証法は、自然発生的な、素朴な性質をおびていて、当時の社会的、歴史的條件から、完備した理論をもつことができなかった。したがって、宇宙を完全に説明することができず、やがて、形而上学にとって代わられてしまった。18世紀の後期から19世紀の初期にかけてのドイツの有名な哲学者ヘーゲルは、弁証法にたいして重要な貢献をしたが、かれの弁証法は観念論的弁証法であった。プロレタリア運動の偉大な活動家であったマルクスとエンゲルスが、人類の認識史の積極的な成果を総合し、とくにヘーゲルの弁証法の合理的な部分を批判的にとりいれて、弁証法的唯物論と史的唯物論という偉大な理論を創造するようになってはじめて、人類の認識史には空前の大革命がおこった。その後、レーニンとスターリンによって、この偉大な理論はさらに発展させられた。この理論がひとたび中国につたわると、中国の思想界に非常に大きな変化がおこった。

この弁証法的世界観は主として、さまざまな事物の矛盾の運動の観察と分析に熟達すると同時に、その分析にもとづいて矛盾の解決方法を見いだすよう、人びとに教えている。したがって、事物の矛盾という法則を具体的に理解することは、われわれにとって非常に重要なことである。

毛沢東のねらいは、この弁証法的唯物論を中国革命に使おうということである。その中心的な問題が、「さまざまな事物の矛盾の運動の観察と分析」であり、それに基づく「矛盾の解決」である。その第一歩が「矛盾の普遍性」ということである。

二 矛盾の普遍性

叙述の便宜上、わたしはここで、まず矛盾の普遍性についてのべ、それから矛盾の特殊性についてのべることにする。それは、マルクス主義の偉大な創始者および継承者であるマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンが、唯物弁証法の世界観を発見し、すでに唯物弁証法を人類の歴史の分析と自然界の歴史の分析の多くの面に応用し、また社会の変革と自然界の変革（たとえばり連におけるように）の多くの面に応用して、きわめて偉大な成功をおさめており、矛盾の普遍性はすでに多くの人によってみとめられているので、この問題は簡単にのべるだけではつきりさせることができるからである。しかし、矛盾の特殊性の問題については、多くの同志たち、とくに教条主義者たちは、まだわかっていない。かれらは矛盾の普遍性が矛盾の特殊性のなかにこそやどっていることを理解していない。かれらはまた、当面する具体的な事物の矛盾の特殊性を研究することが、われわれが革命の実践の発展をみちびいていくうえでどれほど重要な意義をもっているかということを理解していない。したがって、矛盾の特殊性の問題はとくに力をいれて研究し、また十分紙面をさいて説明しなければならない。こうした理由から、事物の矛盾の法則を分析するにあたって、われわれはまず矛盾の普遍性の問題を分析し、そのあとで矛盾の特殊性の問題について力をいれて分析し、最後にふたたび矛盾の普遍性の問題にたちかえることにする。

「普遍性」に対する言葉は「特殊性」である。これは、「全体性」と「個別性」でもあり、「絶対性」と「相対性」の問題でもある。矛盾に限らず、あらゆるものはこの二つの性質を持っている。

ところで、ふつうわれわれは、特殊より普遍、個別より全体、相対より絶対のほうが価値が高いと、無意識に思っている。新潟県巻町で住民投票により、原発誘致反対の結果が出た。すると、「一地方の思惑で国全体のエネルギー政策が左右されるのはおかしい」という評論が現われる。巻町の住民は「特殊」「個別」「相対」であり、国全体が「普遍」「全体」「絶対」だというわけである。沖縄の米軍基地問題も同じ発想にある。

毛沢東は、以下の議論に出てくるように、普遍より特殊に重点を置いている。「普遍性は特殊性の中に宿る」というのが、毛沢東の考え方なのだが、そのことは後に出てくるとして、ここでは矛盾の普遍性についてまず取り上げられる。

矛盾の普遍性または絶対性という問題には、二つの意味がある。その一つは、矛盾があらゆる事物の発展に存在するということであり、他の一つは、どの事物の発展の過程にも初めから終わりまで矛盾の運動が存在するということである。

これは要するに、すべての事物の中に矛盾がある、ということなのだが、毛沢東は、事物は静止することなく絶えず運動しているものにとらえており、さらにその運動は次々と変わる「過程」の連続だと考えている。だから、事物の発展の過程のそれぞれに、初めから終わりまで矛盾がある、と強調する。一つの過程が終わるとすぐ次の過程が始まり、そして矛盾もまた変わるのである。

エンゲルスは「運動そのものが矛盾である」といっている。レーニンが対立面の統一の法則にたいしてくださった定義によると、それは「自然界（精神も社会もふくめて）のすべての現象と過程における矛盾した、排斥しあう、対立した諸傾向をみとめること（発見すること）」である。こうした見解は正しいだろうか。正しい。すべての事物のなかにふくまれている矛盾する側面の相互依存と相互闘争は、すべての事物の生命を決定し、すべての事物の発展を推進する。矛盾をふくまない事物は一つもなく、矛盾がなければ世界はない。

エンゲルスは、マルクスとともに弁証法的唯物論をつくりあげた人だが、マルクスが人間社会の分析を担当したのに対し、エンゲルスは自然の分析のほうを受け持った。私は若い頃、マルクス主義を少しはかじったのだが、マルクスのほうはさっぱりわからずじまいで、もっぱらエンゲルスのほうに頼っていたことがある。理科系の人にはエンゲルスのほうが分かりやすいようだ。

弁証法にはいくつか、基本的な法則があつて、「対立面の統一の法則」もその一つであり、ほかには、「量から質への転化の法則」とか「否定の否定の法則」とかがある。毛沢東はそのなかで、この「対立面の統一の法則」をいちばん重視している。それは、すべてのものごと、つまり運動・発展の過程に、かならず対立した二つのものがあつて、その間に矛盾が生じ、互いに闘争していることが見られるという法則である。そして、その矛盾が解決し、二つのものが統一することによって、その過程が終わる。これだけでは何のことか分からないだろうけど、毛沢東がさらにいろいろ例を挙げて説明してくれる。

矛盾は単純な運動形態（たとえば機械的運動）の基礎であり、それ以上に、複雑な運動形態の基礎である。

エンゲルスは、矛盾の普遍性について、つぎのように説明している。「すでに単純な機械的な場所の移動でさえも、矛盾をふくんでいるとすれば、物質のより高度な運動の諸形態、とくに、有機的生命とその発展とはなおさらそうである。生命とは、なによりもまず、ある生物がおのおのの瞬間にそれ自身でありながら、また別のものである、という点にある……。したがって、生命もまた、諸事物と諸過程そのもののなかに存在する、たえず自己を樹立し、かつ自己を解決する矛盾である。そして、この矛盾がやむやいなや、生命もやみ、死が到来する。同様に、思惟の領域でも、われわれが諸矛盾をさけることができないということ、たとえば、人間の内的に限界をもたない認識能力と、外的に局限された、しかも認識上でも局限された人間の認識能力の実際のありかたとのあいだの矛盾が、われわれにとっては少なくとも実際上かぎりのない世代の連続のうちで、無限の進行のなかで、解決されるということ、われわれは見てきたのである。」

「高等数学は、・・・矛盾をそのおもな基礎の一つにしている。」

「初等数学でさえも、矛盾にみちている。・・・」

「ある生物がおのおのの瞬間にそれ自身でありながら、また別のものである」これはマルクスやエンゲルスの特有の言い回しで、初めて聞くと少々分かりにくい。たとえばこんな例はどうだろう。私たちは、自分の身体の重さ、「体重」なるものが「ある」と思っている。でも、ほんとうはそんなものはない。私たちが体重だと思っているものは、「およその体重」に過ぎない。なぜなら、私たちの体重は一瞬一瞬変化しているからである。呼吸すれば変わるし、体表から水分を発散させてもわずかに減る。ある瞬間の体重は計れても、次の瞬間その体重は変わってしまっているのである。

生物は、外界からものを取り込み、体内で化学変化を起こし、エネルギーを取り出して

活動している。そのために体重は常に変化している。体重だけではなく、身体の組成もまた、絶えず変化する。これが生物の「物質代謝」であり、物質代謝を行なっている以上、「生物はおのおのの瞬間にそれ自身でありながら、また別のもの」にならざるを得ない。これを、「たえず自己を樹立し、かつ自己を解決する（壊す）矛盾」と見るのが弁証法というわけ。この矛盾が止む、ということは、物質代謝が止まるということであり、それはふつう、その生物の死と見なされる。もっとも、生物が死ぬと一つの過程が終わり、物質代謝は止まるが、すぐ新たな矛盾が生じ、今度は生物の身体が崩壊していく、つまり腐敗するという新たな過程が始まることになっている。

人間の認識能力には限界がない。ところが、個々の人間の認識は、外的なことに制限されて限界がある。幼いときから塾に通わされてつまらぬことの暗記を強制されたりするものね。大脳皮質の発達は二十歳が限界で、それを過ぎると後は次第に崩壊していく。二十歳までにどれくらいの脳細胞を開発できるかということ、平均で8%。5%開発すれば天才だという。これらが外的な制約であり、そこで人間は、認識したことを知識として後代に伝え、世代の連続のうちで解決していく、ということになる。

レーニンもまた矛盾の普遍性をつぎのように説明している。「数学では、+と-、微分と積分。力学では、作用と反作用。物理学では、陽電気と陰電気。化学では、原子の化合と分解。社会学では、階級闘争。」

レーニンは自然科学者ではないし、時代も時代だから無理もないが、そうとう単純だね。最後の一言が言いたかったのだろう。

戦争における攻撃と防御、前進と後退、勝利と敗北は、みな矛盾した現象である。一方がなくなれば、他方も存在しなくなる。双方はたたかいつつまた結びついて、戦争の全体を形づくり、戦争の発展をうながし、戦争の問題を解決する。

言葉には、お互いに反対の意味を持つ言葉が対になっていることが多い。かつて私は、この「反対言葉」を表題にして、48編のエッセイを書いたことがあった。「昔と今」「内と外」「生と滅」「縦と横」「上と下」「前と後」などなど。これをまとめたのが『人と生き物48講』（どうぶつ社、1979）である。東へどんどん行けば西から現われるし、地球に穴を掘って飛び込み反対側へ抜けると、足から出てくる。反対の事象はかならずつながっていて、「たたかいつつ結びついて」いるものだ、ということ、生物を材料にして説明し、ひそかに、社会の変動を引き起こそうと企んでいたのである。しかし、例によっていい加減なことばかり書いているものだから、誰もその意図を見抜いてくれなかった。社会も変動せず仕舞いである。もっとも、私の知る限り、二人だけ見抜いてくれた人がいる。この本の挿絵を描いてくれた水族館時代の友人で、同じ昭和6年生まれの田中徳喜さんという、抽象絵画の絵描きさんがその一人で、彼はカバーデザインで何と、本を檻のなかに閉じ込め、ご丁寧に鍵までかけてしまった。「これは危険思想だから檻に閉じ込めた」というのが、彼の理由である。ところが、本は確かに閉じ込められているが、そこに書かれている私の名前は、外に出ている。「本を閉じ込めても、著者が外に出てはなんにもならないね」と言ったら、彼は口惜しがって、増刷のときに描き直すと答えたが、いつまで経っても初版が売れ残り、著者は外に出たままである。もう一人は、唯一の同級生、水原洋城である。彼は「これは哲学の本だ」と誉めてくれた。彼は何にも知らなかった学生の私を、手取り足取り、ときには足をすくったりして、哲学の手解きをしてくれた男で、彼から誉められて、「ああ、おれもやっと一人前になったか」と思ったことを覚えている。私がこんな本を書いたのも、実は毛沢東のおかげである。

人間のもっている概念の一つ一つの差異は、すべて、客観的矛盾の反映とみなさなければならない。客観的矛盾が、主観的な思想に反映して、概念の矛盾運動を形づくり、思想の発展をうながし、人びとの思想問題をたえず解決していくのである。

前に説明した通り、観念論的弁証法のヘーゲルでは、人間の思想の矛盾運動が客観的世界に反映し、自然や社会の矛盾運動を作り出すのだが、マルクスではそれを逆転させ、客観的矛盾が人間の思想に反映するとした。それが唯物論的弁証法である。だから、客観世界を認めなければ、思想の発展はありえない。学校で教えてもらったことを金科玉条として覚え込むだけでは、頭が「形而上学的」になるだけである。

党内における異なった思想の対立と闘争は、つねに発生するものである。それは社会の階級的矛盾と新旧事物の矛盾が党内に反映したものである。もし、党内に矛盾と、矛盾を解決する思想闘争がなくなれば、党の生命もとまってしまう。

ここで毛沢東は、党（中国共産党）内の思想の対立と闘争を歓迎している。よく「一枚岩の団結」などというが、そんなものはありえないし、あつたとすれば発展は望めない。かつてF女史のもと、私たちが教授会と果敢に戦って(?)いたとき、数学科のT教授に、「ぼくたちは一枚岩の団結ですからね」と言ったら、噴き出されてしまった。この論文は、初めの解説にもあつたように、党内の教条主義と闘うために、毛沢東が書いたものである。そこで「一枚岩の団結」を説かないところが毛沢東らしい。

以上からみて、単純な運動形態であろうと複雑な運動形態であろうと、また客観的現象であろうと思想現象であろうと、矛盾が普遍的に存在し、矛盾がすべての過程に存在している点は、すでにあきらかになった。だが、どの過程のはじめの段階にも、矛盾は存在するだろうか。どの事物の発展過程にも、始めから終わりまで矛盾の運動があるだろうか。

どこにでも矛盾は転がっていることを説明した毛沢東は、次に、運動過程の初めから終わりまで、常に矛盾が存在することを説き始める。

ソ連の哲学界でデボーリン学派を批判した論文によると、デボーリン学派はつぎのような見解をもっていることがわかる。すなわち、かれらは、矛盾は過程の始めからあらわれるのではなくて、その過程が一定の段階に発展したときにはじめてあらわれるのだ、と考えている。もしそうだとすると、そのときまでは、過程の発展は、内部的な原因によるのではなくて、外部的な原因によることになる。このようにデボーリンは、形而上学の外因論と機械論にもどってしまった。そして、このような見解をもって、具体的な問題を分析したため、かれらはソ連の条件のもとでは、富農と一般農民のあいだには差異があるだけで矛盾はないとみ、フハーリンの意見に完全に賛成したのである。フランス革命の分析にあたって、かれらは、革命前の労働者、農民、ブルジョワ階級からなる第三身分のなかには、差異があるだけで矛盾はないと考えた。デボーリン学派のこうした見解は反マルクス主義的なものである。かれらは、世界の一つ一つの差異にはすでに矛盾がふくまれており、その差異とは矛盾であるということを知らなかった。労働者と資本家とは、この二つの階級がうまれたそのときからたがいに矛盾していたが、ただ激化していなかったにすぎない。労働者と農民のあいだには、たとえソ連の社会

的条件のもとでも、やはり差異はあり、かれらの差異はすなわち矛盾である。ただ、それは労資間の矛盾とはちがい、階級闘争の形態をとらず、敵対となるほど激化しないだけのことである。かれらは、社会主義建設の過程で強固な同盟を形成するとともに、社会主義から共産主義への発展過程でしだいにこの矛盾を解決していくのである。これは、矛盾の差異性の問題であって、矛盾があるかないかの問題ではない。矛盾は普遍的な、絶対的なものであり、事物の発展のすべての過程に存在し、また、すべての過程を始めから終わりまでつらぬいている。

またデポーリンが出てきたが、あまり気にしないでおこう。この一節は重要なところだと私は思っている。それは、毛沢東が「差異は矛盾である」と言い切っている点である。

差異が矛盾であるとしたら、たしかに矛盾はいたるところに転がっていることになる。でもほんとうにそうだろうか。

濃度の違う液体を半透膜で仕切っておくと、浸透圧が生じて濃度の高いほうから低いほうへ水が流れる。高地にある水は低地へと流れる。差異は流れという運動を生じる。水と違って金のほうは、多いところから少ないところへは流れず、逆に流れることが多い。でも、差異が流れを作り出すことでは同じである。遺伝子のちょっとした差異で、人間は絶えずいさかいを起こすではないか。

運動が起きるということは、その間に矛盾があるということである。だから、差異は矛盾なのである。もっとも、矛盾と言ってもいろいろな段階がある。激しい運動を引き起こす矛盾もあれば、大して動かない矛盾もある。何ものも動かさない矛盾を、われわれは差異と呼んでいるだけである。

矛盾はあってはならないと考える人も、差異の存在は認めざるを得ないだろう。その差異が矛盾であるとしたら、矛盾の存在も認めないわけにはいかない。かくて矛盾は世界中に転がっていることになる。そしてその反映である私たちの脳の中にもたくさんある。

「おれは矛盾していない」とがんばるより、「おれは矛盾だらけだ」と開き直るほうが、人生楽だと思うよ。

新しい過程の発生とはなにか。それは、ふるい統一とその統一を構成する対立的要素とが、新しい統一とその統一を構成する対立的要素に席をゆずり、そこで、新しい過程がふるい過程にとって代わって発生することである。ふるい過程が終わって、新しい過程が発生する。新しい過程はまた、新しい矛盾をふくんでいて、それ自身の矛盾の発展史がはじまる。

弁証法とは、世の中を運動の連続ととらえることであった。でも、ただだと運動は続いているわけではない。ものごとに区切りがあるように、運動にも区切りがある。その運動の区切りを決めるのが、矛盾の交代なのである。ある過程を動かしていた矛盾が解決され、新しい矛盾が出現したところで、運動は区切られる。

事物の発展過程の始めから終わりまでの矛盾の運動について、マルクスが『資本論』のなかで模範的な分析をしていることを、レーニンが指摘している。これはどんな事物の発展過程を研究するにも応用しなければならない方法である。レーニン自身もそれを正しく応用し、かれの全著作のなかにつらぬいている。

「マルクスの『資本論』では、まず最初にブルジョア（商品）社会のもっとも単純な、もっとも普通の、もっとも根本的な、もっとも大量にみられる、もっとも日常的な、何億回となくでくわす関係、すなわち商品交換が分析されている。その分析は、このもっとも単純な現象をつうじて（ブルジョア社

会のこの「細胞」をつうじて）現代社会のすべての矛盾（あるいはすべての矛盾の胚芽）をあばきだす。それから先の叙述は、これらの矛盾の発展と、この社会の、この社会の個々の部分の総和における、この社会の始めから終わりまでにおける発展とを（成長をも運動をも）、われわれにしめしている。

レーニンはこのべたあとで、つづいてつぎのようにいっている。「弁証法一般の叙述（および研究）の方法も、またこのようなものでなければならない。」

中国共産党員は、中国革命の歴史と現状を正しく分析し、革命の将来を予測するには、かならずこの方法を身につけなければならない。

マルクスの『資本論』は、持っているけど読んでいない。だから、何を書いてあるかは知らない。多分、読んだとしても分からないだろう。「マルクス『資本論』を読む」という連載を誰かに頼んでもいいけど、ダーウィンや毛沢東みたいに簡単には行きそうもないね。『日本生物学会誌』100号分は要りそうである。したがってこれは止めにして、興味のある方は自分で読んでください。

奥野良之助

この9月28日、沖縄の米軍基地用地強制収用に関わる知事の代理署名に関して、橋本首相が大田沖縄県知事を告発した裁判の最高裁判決が出た。もちろん、那覇高裁の一審判決同様、首相の勝訴、知事の敗訴である。もっとも、沖縄県知事が敗訴したからといって、どういうことはない。一審敗訴の段階で、すでに橋本首相が大田知事に代わって代理署名をしてしまっているからである。最高裁は首相の代理署名が合法的だとおすみつぎを与えたと過ぎない。

翌9月29日の朝日新聞に、この最高裁判決の要旨が載っていた。裁判の判決文というのは、正確さを重んじるためか長々しい悪文が多く、というよりも悪文ばかりで、読むと拒否反応が起こるから減多に読まないのだが、日本の司法界の最高知性を集めた最高裁判所のことだから、少しはましな文章を書いているかと思って読んでみた。悪文は悪文だが、内容はけっこうおもしろく、これは是非会員諸氏に知らさなくてはならないと、一文を草することに決めた。

そこで、主要な部分を引用しながら、解説を加えることにしたい。

判決の主文は、「本件上告を棄却する」というだけで、判決言い渡しは30秒で終わっらしい。最高裁では判決理由の朗読はしないのだそうである。さすがは政府（行政）・国会（立法）と並ぶ3権分立の一つ、最高裁（司法）だけあって、権威は高い。

判決理由のほうは、

- 第一 本件訴えの適法性
- 第二 本件職務執行命令の違法性
職務執行命令訴訟における司法審査の範囲
- 二 駐留軍用地特措法の合憲性
- 三 駐留軍用地特措法の沖縄県における適用の許否
- 四 使用認定の有効性
- 五 署名等の代行申請手続き並びに土地調書及び物件調書の作成の適法性
- 六 地方自治法一五一条の二第一項所定の要件

から成っている。ここでは、第二の二・三・四・五を取り上げる。なお、「補足意見」なるものがついていて、これもおもしろいからこれも補足しておく。

この裁判は、土地の強制収用を認める署名を地主が拒否し、市町村長もまたその代理署名を拒否した上、大田沖縄県知事も署名しなかった。そこで、橋本首相が大田知事に対して職務執行命令を出し、大田知事がそれも拒否したので、橋本首相が大田知事を告訴した裁判である。したがって、原告は首相、被告が知事になる。一審の那覇高裁で、原告（首

相) 勝訴の判決が出た。それで被告(知事)は最高裁に上告した。そのため、被告(知事)は「上告人」となり、原告(首相)は「被上告人」となる。

ややこしいね。

二 駐留軍用地特措法の合憲性

日米安全保障条約に基づく施設および区域の提供義務を履行するために必要な土地等を所有者との合意に基づき取得することができない場合に、当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であることを要件として(駐留軍用地特措法三条)、これを強制的に使用し、または収用することは、条約上の義務を履行するために必要であり、かつ、その合理性も認められるのであって、私有財産を公共のために用いることにほかならない。国が条約に基づく国家としての義務を履行するために必要かつ合理的な行為を行うことが憲法前文、九、一三条に違反するというのであれば、それは当該条約自体の違憲をいうに等しいことになるが、日米安全保障条約及び日米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これが合憲であることを前提として駐留軍用地特措法の憲法適合性についての審査をすべきであるし(最高裁昭和三四年《あ》第七一〇号同年一月一六日大法廷判決=砂川事件)、上告人も、日米安全保障条約及び日米地位協定の違憲を主張するものではないことを明示している。そうであれば、駐留軍用地特措法は、憲法前文、九条、一三条、二九条三項に違反するものということとはできない。

一読して何を言っているのか理解できた方は、さうとう読解力に優れた人か、あるいは頭の構造が普通の人と異なっている人である。「普通の人」にはまず理解できないことになっている。

この項は、大田知事が駐留軍用地特措法(正確には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」というらしい。なんでこんな長い名前をつけるんですかね、H先生)は憲法違反だと主張したことに対する反論である。この法律は、日米安全保障条約を結んだ結果、米軍に基地用の土地を提供せざるを得なくなり、その手続きを決めたもので、さうとう強引に土地を取り上げることができるようになっている。大田知事が上げた憲法の条項は、前文・第9条・第13条・第29条で、前文と第9条は、だいたいのところは、ご存じだと思うので、13条と29条を引用しておこう。

「日本国憲法」

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第29条【財産権】

- ① 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

つまり、日本は憲法で、戦争を放棄し、個人の権利を尊重し、財産権を保障しているにもかかわらず、戦争のための基地を米軍に提供するために個人の土地を強制的に取り上げているのではないか、というのが、大田知事の主張であった。これに対する最高裁の答が上に引用した文章である。

しばらく、本会会員、憲法学者H先生には目をつむってもらって、常人に分かるように書き直してみよう。

日米安全保障条約を結んだ結果、日本は米軍に基地を提供する義務を負うことになった。しかるに、一部の人は必要なその土地を貸してくれない。その土地を強制収用することは私有財産を公共のために使うことであって（憲法29条3項）、憲法違反ではない。ただし、それには「適正かつ合理的」な条件が必要だが、条約の義務を履行するためという必要性和合理性がちゃんと備わっている。その日米安全保障条約そのものを大田知事は違憲だと言うが、その違憲・無効性は一見極めて明白ではないではないか。《三見くらいしたら極めて明白になると思うけど》 そうなると裁判所は、これらを合憲として前提して判断せざるを得ない。大田知事だって、安保条約・地位協定が違憲だとは主張していないやおまへんか。そやから、駐留軍用地特措法は、憲法違反ではないことになりますのや。

法律の世界では当たり前なのかも知れないが、世間一般では、ここで使われている論理は奇妙なものではある。安保条約が合憲だと主張するときには、これこれの理由で合憲だというのがふつつである。でもここでは、違憲が「一見」「極めて明白」「ではない」から「合憲だ」という「論理」が使われている。この論理を使うと、ほとんどのことは正当化できそうである。チラッと見ただけで極めて明白なものでなければ、違憲でないというのだから。違憲などということは、存在しているのかね。

この「論理」は、以下の判決理由にも自在に使われている。次は、「三 駐留軍用地特措法の沖縄県における適用の許否」である。これは、大田知事が、米軍基地の75%が沖縄に集中しているのは、平等の原則に反し、沖縄を差別する憲法違反ではないかと主張したことに対する反論である。

ここに出てくる憲法の条文も引用しておこう。

14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

- ① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地

により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第95条【特別法の住民投票】

一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

三 駐留軍用地特措法の沖縄県における適用の可否

駐留軍用地特措法による土地等の使用または取用の認定は、駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であると判断されるときになされるのであるが（同法5条、3条）、右認定に当たっては、我が国の安全と極東における国際の平和と安全の維持にかかわる国際情勢、駐留軍による当該土地等の必要性の有無、程度、当該土地等を駐留軍の用に供することによってその所有者や周辺地域の住民などにもたらされる負担や被害の程度、代替すべき土地等の提供の可能性等諸般の事情を総合考慮してなされるべき政治的、外交的判断を要するだけでなく、駐留軍基地にかかわる専門技術的な判断を要することも明らかであるから、その判断は、被上告人の政策的、技術的な裁量にゆだねられているものというべきである。沖縄県に駐留軍の基地が集中していることによって生じているとされる種々の問題も、右の判断過程において考慮検討されるべき問題である。

沖縄県における駐留軍基地の実情及びそれによって生じているとされる種々の問題を考慮しても、同県内の土地を駐留軍の用に供することがすべて不適切で不合理であることが明白であって、被上告人の適法な裁量判断の下に同県内の土地に駐留軍用地特措法を適用することがすべて許されないとまではいうことはできないから、同法の同県内での適用が憲法前文、9条、13条、14条、29条3項、92条に違反するとはいえない。また、駐留軍用地特措法は沖縄県にのみ適用される特別法ではないから、同法の沖縄県における適用が憲法95条に違反するとの主張は、その前提を欠く。

まず前段から。ここは、たった一つの文章からなる長い長い文章だが、内容は分かりやすい。要するに、沖縄の土地を米軍に提供するには、複雑な外交的・政治的・専門技術的問題が絡んでいるから、「被上告人」つまり内閣総理大臣が裁量・決定すべき問題であっ

て、一沖縄県知事や最高裁判所が立ち入る隙はないのだ、ということに尽きる。首相は、沖縄で悲惨な事件が相次いでいても、それを考えた上で判断したのだ、という訳である。

これは明らかに、最高裁の責任転嫁であろう。最高裁は「憲法の番人」であり、行政（政府）や立法（国会）のやっていることが憲法に違反しないかどうかをチェックするのがその役目とされている。首相に裁量権があるとしても、その決定が憲法違反かどうかは最高裁が判断しなければならない。でないと、首相はとんでもないことでもできることになる。現に、とんでもないことをやっていると思うが、最高裁はそうは思わないらしい。

後段では、例の「論理」を持ち出している。首相の裁量が憲法違反であると言うためには、「同県内の土地を駐留軍のように供することがすべて不適切で不合理であることが明白」であり、首相が「適法な裁量判断の下に同県内の土地に駐留軍用地特措法を適用することがすべて許されない」ということができなければならない、というのである。「一部不適切で不合理であることが明白」であっても、「適用が一部許されない」ことがあっても、それはかまわない。99%「不適切で不合理」であっても1%「適切で合理的」なら合憲。この理屈が通るのなら、われわれだって、何でもできそうだね。「盗人にも3分の理」ということがある。3分とは30%だから、すべての盗人は無罪になってしかるべきではないか。

最後の文章は、本土のいくつかの県にも「駐留軍用地特措法」は適用されているから、沖縄だけいじめているわけではないということである。形式論ではその通りだが、基地の75%があつた狭い沖縄（日本の全面積のたった0.6%）に集中しているという内容は無視されている。もっとも、法学というものは形式論のお化けみたいなものだが。

ところで、この憲法95条なるものは初めて読んだのだが、こんな条項があるとは知らなかった。最高裁的論理に習って、これをこう読み代えてみたらどうだろう。

「その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意」が得られたならば、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」を「国会は、制定することができる」

9月8日、沖縄県住民投票で沖縄の人たちは、過半数をもって基地の整理・縮小を求めた。国会は、「一の地方公共団体」つまり沖縄県「のみに適用される特別法」を制定すべきである。すなわち、「沖縄県は、駐留軍用地特措法の適用除外とする」

こうなると、米軍基地に来てもらっては困る都道府県は、こぞつて住民投票をしなければならなくなる。おそらくそれこそ100%の確率で、各都道府県は基地反対が過半数を超えるだろう。こうすることによって、「基地は沖縄、原発は田舎」という都会人の住民エゴは克服され、米軍基地を拒否するという日本の庶民全体の意志が明確になる。

安保条約をどうするかといった高度の政治判断は、住民の意志が明らかになった上で考えればいいことである。

四 使用認定の有効性

署名等代行事務は、使用認定から使用採決に至る一連の手続きを構成する事務の一つであつて、使用採決を申請するために必要な土地調査及び物件調査を完成させるための事務である。使用採決の申請は、有効な使用認定の存

- 在を前提として行われるべき手続きであるから、本件各土地にかかわる使用認定に重大かつ明白な瑕疵（かし）があってこれが当然に無効とされる場合には、被上告人が上告人に対して署名等代行事務の執行を命ずることは許されないものというべきであるが、使用認定になんらかの瑕疵があったとしても、その瑕疵が使用認定を当然に無効とするようなものでない場合には、これが別途取り消されるまでは、何人も、使用認定の有効を前提として、これに引き続く一連の手続きを構成する事務を執行すべきものである。

この項は、あと二つの段落が続いているが、ややこしいので一段落ずつかたずけることにする。

手元に大田知事側の主張文書がないので、よくは分からないのだが、沖縄の土地を米軍基地に使用させるといふ、被上告人（＝首相）の「使用認定」は無効だという主張であるらしい。そこで最高裁は苦心して、首相の使用認定は有効だという反論をしているわけである。そして、ここでもまた、同じ「論理」を駆使している。

土地を使用してもよろしいということを決める「使用裁決」は、当然のことながら、その前に行われている首相の「使用認定」が「有効」なものでなければならない。使用認定に「重大かつ明白な瑕疵（かし）〈難しい言葉を使うね。瑕も疵も、単に傷という意味で、ワープロで「きず」を漢字に転換していけば、両方共出てくる〉があって」「無効」であれば、首相が知事に代行事務の執行を命令することはできない。

ところが、その瑕疵は「使用認定を当然に無効とするような」大きな瑕疵でなければ、知事は首相の命令にしたがって、一連の事務を執行しなければならないとする。つまり、執行命令が有効か無効かは、瑕疵の大きさによるといふわけである。

そこで、当然、瑕疵の有無、もしくはその大きさが問題になる。

したがって、本件各土地につき、有効な使用認定がされていることは、被上告人が上告人に対して署名等代行事務の執行を命ずるための適法要件をなすものとして、本件訴訟において審理判断を要するが、使用認定に取り消し得るべき瑕疵のないことは、右要件をなすものとはいえず、右瑕疵の有無は、自己の権利ないし法的利益を侵害されたものが提起する取り消し訴訟において審理判断されるべき事柄であって、この点についてまで、本件訴訟において審理判断をすべきものと解することはできない。

被上告人（首相）が上告人（沖縄県知事）に署名の代行事務の執行を命じるためには、首相の使用認定が有効でなければならない。だから、それは「本件訴訟において審理判断を要する」つまりここで判断しなければならない。ところが、その瑕疵の有無については、本件訴訟で審理判断する要件とはいえず、それは土地を強制的にとられた者が「取り消し訴訟」を起こして審理判断してもらえ、と最高裁は言う。

これは明らかに、法手続きを理由にした最高裁の責任転嫁だと思うが、百歩ゆずって、

それを認めよう。すると首相の使用認定に関わる瑕疵の有無は、直接被害者の取り消し訴訟で判断が出るまでは分からないはずである。すると、最高裁がここで、首相の使用認定の合法性・非合法性を判断することはできなくなる。と、私は思うが、法律家はそうは思わないらしい。

沖縄返還の際の日米両国間の合意、その後の駐留軍基地の返還交渉の経緯、その使用状況、執られている基地対策等につき原審が確定した事実関係に照らすと、同県に駐留軍の基地が集中している現状や本件各土地の使用状況等について上告人が主張する諸事情を考慮しても、本件各土地を駐留軍の用に供する必要がある、その用に供することが適正かつ合理的であるとした被上告人の判断に、その裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを乱用した違法があり、しかもその違法が重大かつ明白なものということとはできない。

判断できないはずなのに、最高裁はあっさり判断を下す。上告人＝大田知事が主張した沖縄のすさまじい現状を「考慮しても」、被上告人＝橋本首相の使用認定の判断には違法はない、というのである。対立した両者の主張をよく理解しよく考えて、どちらがより適法であるかを判断するのが裁判官であろう。そして、その判断の正当性を証明する義務が裁判官にあるはずである。AがBをなぐった。なぐったAが悪い。これが判決である。ところが、両者の言い分を慎重に考慮した結果、Bが悪いと言う判決が出たら、誰も納得できないだろう。これと同じ判決であると言えば言い過ぎだろうか。

最高裁が、このような素人には詭弁としか思えないような言説を駆使して、沖縄の現状に目をつむり、強引に首相勝訴に持ち込んだのは、なぜだろうか。その本音とも言うべき考えが、次の6裁判官の補足違憲に表われている。

《大野、高橋、尾崎、河合、遠藤、藤井裁判官補足意見》

沖縄県に我が国における駐留軍の基地が集中しており、それに伴って、演習による事故や駐留軍の軍人軍属による刑法犯罪が多数発生し、航空機騒音が付近住民の生活環境に影響を及ぼし、また、基地の存在は同県の地域振興開発の制約要因となっているにもかかわらず、同県における駐留軍基地の整理縮小が十分な成果を上げていないなど、原審の認定する同県の実情に照らすならば、駐留軍基地が同県に集中していることにより同県及びその住民に課せられている負担が大きいことが認められる。

しかし他面、駐留軍基地の存在は、沖縄返還協定3条1項、日米安全保障条約6条、日米地位協定2条に基づくものであるから、同基地の沖縄県への集中による負担を軽減するためには、日米政府間の合意、さらに、日本国内における様々な行政的措置が必要であり、外交上、行政上の権限の適切な行使が不可欠である。それらをどのように行使するかは、沖縄県及びその住民に対する負担の是正と駐留軍基地の必要性等との権衡の下に、行政府の裁量

と責任においてなされるべき事柄である。沖縄県及びその住民の負担が大きいことだけを理由に駐留軍用地特措法の同県への適用を違憲無効とし、同法に基づく土地の使用認定をすべて無効とするならば、なんらの国際的合意や行政的措置もなく、同県における駐留軍基地の存在を法的に覆滅する結果をもたらすことになるのであって、そのような判断は、司法による審査の限界を超えるものといわざるを得ない。

もとより、沖縄県における基地の提供は、ただ行政的外交的配慮のみによってなされるものではなく、個々の土地の使用認定については、駐留軍用地特措法3条所定の「適正かつ合理的」の要件を充足することを必要とするのであって、それが一見明白に違憲、適法でないとしても、それによって自己の権利ないしは法的利益を侵害されたとする者が、使用認定または収用委員会の裁決に対する取り消し訴訟において、その瑕疵を主張し、審理判断を受けることができる。しかし、駐留軍基地の沖縄県への集中を理由とする駐留軍用地特措法の適用違憲、使用認定の無効の主張に対する判断は、外交上、行政上考慮すべき問題を彼此（かれこれ）検討してなされるべきであるから、裁判所が一義的に判断するのに適切な事項とはいえない。

判決本文と比べれば、きわめて素直な分かりやすい文章になっている。それは「本音」をそのまま書いているからだろう。人間誰でも、本音を隠して嘘を吐くときには、文章が晦渋（かいじゅう）になることになっている。時には、すらすらと嘘を書く人もいるらしいが。

ここでは、沖縄の現状も一応認めている。そしてそれを、安保条約による日本の安全保障という「公益」と比べている。でも、その真意は、次の一文にある。

「沖縄県及びその住民の負担が大きいことだけを理由に駐留軍用地特措法の同県への適用を違憲無効とし、同法に基づく土地の使用認定をすべて無効とするならば、なんらの国際的合意や行政的措置もなく、同県における駐留軍基地の存在を法的に覆滅する結果をもたらすことになるのであって、そのような判断は、司法による審査の限界を超えるものといわざるを得ない」

沖縄の米軍基地を一挙に「覆滅」したら、安保条約は破棄され、アメリカとの関係が悪化し、アメリカは日本を守ってくれなくなる。そんな怖いこと、決めるわけにはいきまへんやないか。その責任は、行政府の長つまり首相が負ってくれ。わしはいやだよ。

と、最高裁は言ったことになる。裁判官には、買収されないように、われわれ一般公務員よりも相当高い給与表が適用されている。最高裁の裁判官なら、相当もらっているだろう。それがこれでは、どうしようもない。給料、返せ！

ところで、この9月11日、最高裁大法廷はまたひとつの判決を出した。参議院の選挙における票数の格差についてである。格差が5倍以上になると、それは「違憲状態」だと言うのが、その判決である。「違憲状態」というのが何とも最高裁らしいが、15人中7人ははっきり「違憲」だと断定したらしい。衆議院についてはすでに1976年（昭和51年）に最

高裁大法廷で、5：1の比率は違憲であるという判決が出ている。

これらの判決は、選挙結果の無効を訴えた裁判で出されたものだが、いずれも、「違憲」だが「無効」ではないとして、当選者の議員としての資格は認めた。選挙やり直しで国政が混乱することを恐れたのだろう。しかし、最高裁に叱られた結果、衆議院は重い腰を上げて、格差是正に取り組むことになる。叱られなかった参議院はずっとさぼってきた。今度叱られたので、何とかすることになるだろう。

私は地方主義者だから、田舎に有利な票数格差は是正しなくてもいいと思っているのだが、実はこれこそ最高裁の役割なのである。最高裁は憲法の番人と呼ばれ、立法（国会）や行政（政府）が憲法の枠を超えて暴走するのをチェックする義務を負わされている。最高裁がチェックして初めて、国会や政府は真剣に考えるのである。

沖縄の基地の問題でも、基地の覆滅を恐れるのなら、少なくとも「違憲ではあるが無効ではない」くらいのことはいえなかったのか。これなら、沖縄の米軍基地がすぐに「覆滅」することはあるまい。あとはゆっくりと、基地の整理・縮小を段階的に進めていけばよいのである。票数格差で見られた通り、最高裁のチェックがはいつてこそ、政府も国会も真剣に考えるのが日本の現状なのだから。

もっとも、自衛隊の違憲問題になにひとつものが言えないのが最高裁だから、無い物ねだりに過ぎないことはよく知ってはいる。

ところで、この間、『AERA』という雑誌を読んでいたら、おもしろい記事にお目にかかった。滅多におもしろい記事は載らない雑誌なのだが。

以下に全文紹介しておこう。

沖縄の米海兵第三師団 ハワイ移転論の現実性 (96・9・16『AERA』38号)

普天間の航空隊の嘉手納移転交渉は難航している。
砲兵射撃訓練の本土分散も地元の反対で進まない。
ハワイは基地縮小が経済に響き、海兵隊に戻ってほしい。
ハワイ移転が理想的、の声は防衛官僚の中にも出る。

(編集部 田岡俊次)

沖縄の県道104号越えの米海兵隊砲兵の射撃訓練を、本土の5カ所の陸上自衛隊演習場に移そうとする政府の計画は、地元自治体の激しい反発で、当面頓挫した。／また沖縄米軍基地縮小の“目玉”である海兵隊普天間飛行場の返還は、空軍嘉手納基地内に海兵航空部隊の施設を日本が造って移駐させる日本案に米軍が航空管制の困難などを理由に反対、9月上旬現在、交渉は難航している。／その状況の中、沖縄県は海兵隊のハワイ移駐に期待を示しはじめた。8月24日、沖縄を訪れた加藤紘一自民党幹事長との会談で大田昌秀知事は、政府が海兵隊削減を米国と交渉するよう求め、／「ハワイやグアムも一部受け入れると言っている。ぜひ考えてほしい」／と述べた。また沖縄出身の社民党副党首、上原康助元国土庁長官も最近、海兵隊のハワイ、グアムへの移駐について党内や与党の政策調整会議で積極的発言を続け、

／「日本の金でやれないものか」／とも語っている。これが同党の公式方針となる可能性は高い。／これは、普天間の第36海兵航空団（ヘリコプター60余機）の移転交渉の難航の結果というより、将来一層の米軍基地の縮小を進めるための提案だが、実弾射撃の本土分担や、海兵航空団の移転が進まなければ、海兵隊をハワイへ移せ、との要求が強まるのは必至だ。／大田知事は昨年9月の少女暴行事件以前の昨年5月末ハワイを訪れ、カエタノ同州知事と会談、同席者によれば、カエタノ知事は、「主要産業だった砂糖、パイナップルは価格が下落し、観光も最近伸びが止まり、米国の国防費削減で、ハワイの兵員も減り、経済に打撃となっている。もし沖縄の米軍がハワイに撤退するなら、ただちに受け入れたい」／と発言した、という。／カエタノ知事は昨年10月にも「琉球新報」に大田知事と県民にあてた公開書簡を送り、「冷戦は終了し、沖縄から米軍基地を削減する好機。沖縄のいくつかの基地をアメリカに戻し、ハワイで受け入れてもよい」／と述べている。／また、上原康助氏は今年6月グアムを訪問し、米軍高官から、／「2000人以下なら受け入れ可能」／との見解を聞いた、という。

《日本防衛に関係せず》

沖縄には第3海兵師団を中心とする海兵1万8000人が駐留し、沖縄の米兵力の63%を占め、基地の75%以上を使っている。第3海兵師団とその支援部隊が撤退すれば、沖縄への基地集中は、横須賀、厚木、座間、相模原など米軍基地の多い神奈川県に近づき、なんとか「本土なみ」になる。／「海兵隊を移すと日本の防衛に穴があく」／との説が出るが、海兵隊は海軍の揚陸艦に乗り込んで遠征し上陸作戦をする部隊で、日本防衛に直接関係せず、82年4月、米上院歳出委員会で、当時のワインバーガー国防長官も、／「沖縄の海兵隊は日本防衛のために配置されているのではない。西太平洋、インド洋のどこにでも展開できる」／と答弁している。だが、米海軍の揚陸艦が急減し、沖縄の第3海兵師団は海兵の本領である急速展開能力を失った。

《緊急展開能力欠く》米海軍の揚陸艦は39隻で一個師団に満たない2・5旅団を運ぶ能力しかない。将来さらに数が減るが、大型化でなんとかこの水準を維持する計画だ。3個も海兵師団を持つのは無意味、との論は以前から米国防当局者間にもある。うち25隻は太平洋艦隊に属し、強襲揚陸艦ペローウッドなど4隻の第11揚陸戦隊が佐世保を母港としている。だがこの4隻は第3海兵師団とは別組織の第31海兵遠征隊（約2000人、ヘリ24機）を乗せることになっている。／サンディエゴの揚陸艦は有事の際、近くのキャンプ・ペンドルトンにいる第1海兵師団を乗せて出動することになっている。カラ船を沖縄に回して第3海兵師団を拾うのは時間の無駄だし最精鋭の第1海兵師団を置き捨てることになるから、これは当然だ。／本国から大型輸送機を回してもらえば出撃できるが、それなら本国の部隊を直接運ぶ方が早くて簡単だ。／米国防当局もこんなことは百も承知だ。だから89年末には一度は沖縄の第3海兵師団の廃止、あるいはハワイへの撤収の方針を固めた。90年6月には来日した米太平洋軍総司令官ハーディステイ海軍大将も防衛庁でこのことを話した。同年3月、ワシントン・ポスト紙のインタビューで、当時の第3海兵師団長、ヘン

リー・スタックポール少将が、／「我々が撤退すると日本はいまでも強力な軍事力を一層強化する。我々はピンの栓なのだ」／と沖縄駐留の目的が日本の軍事大国化阻止にあると主張したのも、自分の師団が整理の対象となっていた焦りからだったようだ。／朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核開発疑惑で、第3海兵師団も解散だけは免れたものの、他の師団は歩兵3個連隊、砲兵一個連隊（4個大隊）、戦車58両などを持つのに、いまや第3師団は歩兵1個連隊、砲兵一個大隊、戦車ゼロとなり、師団の体をなしていない。／しかも歩兵、砲兵のほぼすべては本国の第1、2師団から6カ月交代で派遣され、固有戦闘部隊は砲兵一個中隊だけ。師団長や参謀など司令部要因のポストを確保する「マボロシの師団」になった。／クウェートやボスニアなどの前線なら6カ月交代のローテーション配置にも意味はある。だが、沖縄は前線ではなく、どこへ出撃するのにも艦船、大型輸送機での戦略機動を必要とするから、真の意味の「前方展開」でもない。

《訓練地に適さない沖縄》

朝鮮有事がかりに起こっても、カリフォルニアの第1海兵師団が第一波として出動する。沖縄の第3海兵師団が使えるのは第一波の上陸の後、空いた船を沖縄へ回し、第二波として送る場合だけだ。だが緊急事態の発生後、一個海兵師団をカリフォルニアで乗船させてペルシャ湾や朝鮮半島に送るには45日程度が必要とされる。第3師団の出番はその後だ。陸軍の第82空挺師団は一個旅団（4000人）を24時間以内に世界のどこへも派遣できる。／訓練基地としても沖縄は不適だ。上陸訓練をする浜辺は狭く、演習場の間を公道が多く通り、輸送ヘリが装甲車など大型貨物を吊り下げて飛ぶ訓練は禁止されている。砲兵の訓練も射場の射程が短く、射角が制限され、砲弾が場外へ飛び出さないかとヒヤヒヤもの、という。6カ月交代の沖縄配置は将兵には不評で、荷造りして、移動し、荷ほどきや他の部隊との調整をして、少し訓練するとまた荷造りして帰国、となる。将校の中には海兵隊や海軍の準機関誌で公然と沖縄撤退論を唱え、／「沖縄にいる理由としては、かつて激戦の末、奪取したところだから放せない、というノスタルジー以外に考えられない」／と書く大胆な人までいる。／「第3海兵師団を撤退させると、北朝鮮に米軍は韓国を守る気がない、との誤ったシグナルを送り、南への侵攻を誘発する」／と説く米国人もいる。だが韓国には米陸軍の第8軍（3万2000人、戦車140両、攻撃ヘリ123機）がいて、その第2師団はソウル北方の議政府（ウィジョンプ）付近に展開している。北朝鮮軍が侵攻すれば、米陸軍とぶつかり、米軍の本格的参戦と猛爆撃に遭い、すでに衰弱した北朝鮮の政権が壊滅するのは必定だ。もし北朝鮮の指導部が米第8軍の存在を無視して侵攻するほど理性を失う状態なら、南北境界線から1300キロも離れた沖縄に、輸送手段もなしにいる第3海兵師団が抑止力になるとは考えにくい。「誤ったシグナル」説も「ピンの栓」論と同様、削減、撤退に抵抗するための無理な説だろう。

《意味あるのは2000人》

「中国と台湾の紛争が起こったとき、沖縄の米海兵隊が役立つ」／と考える日本人

も少なくない。だが、中国に対し、「米中軍事交流」を求め、市場拡大を狙っているアメリカが、仮に中国市場をあきらめて台湾防衛に乗り出すとしても、カギは200キロの台湾海峡の制海、制空権だ。上陸作戦を専門とする海兵隊には出番はまずない。台湾海、空軍は優勢で、制海、制空権を握ってきたから大陸から数百キロの金門、馬祖諸島を台湾が確保してきたし、艦艇、航空機の近代化のピッチは台湾の方が中国より早く、差は開く一方だ。／沖縄の海兵隊で意味があるのは、佐世保の4隻の揚陸艦に乗るための第31海兵遠征隊の2000人だけだろう。万一、朝鮮半島の有事となれば、韓国陸軍は現役55万人に加え、予備役を動員して、すぐ百万人に達するし、北朝鮮陸軍は百万人の現役兵力を持つ、と言われる。2000人程度の軽装備の海兵を投入しても大海の一滴だが、米軍はこれで飛行場を確保し、ヘリと揚陸艦を使って米軍人の家族や居留民の撤収を考えているようだ。それなら実施可能な作戦だ。その部隊まで沖縄からの撤退を求めてもアメリカは応じないだろう。沖縄県、日本政府が海兵部隊のハワイなどへの撤退を求めるなら、その対象は緊急展開能力を欠き、すでに形骸化した第3海兵師団とその支援部隊、となるはずだ。／ハワイにはオアフ島に広大なカネオヘ湾海兵駐屯地があり、第1海兵師団に属する第3海兵連隊が駐屯している。ハワイ諸島のカウアイ島には海兵隊の訓練場もあり、沖縄より訓練の環境も良い。

《立ち退き料出す決断》

だが、大部隊の移転には、兵舎の新設など相当な経費が掛かる。「ハワイに移すのは嘉手納への統合よりは多分安くつくし、沖縄もハワイも喜ぶ。ただ、現在の法制上、本国に帰る外国軍に補助金を出すのは困難」／と防衛庁高官も言う。／とはいえ、米朝が国交樹立を模索するいま、日本政府が移転費や建設費、それに伴うハワイ州のコストを負担する方法さえ考えれば、第3海兵師団のハワイ移駐は将来全く現実性のない話ではなさそうだ。／地位協定の24条は、地代などを例外として、／「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は・・・合衆国が負担する」／と定めている。にもかかわらず2700億円余の「思いやり予算」で、本来義務のない補助金を米軍に出し、地主への地代などを含めれば4860億円もの税金を米軍基地の維持のために支出していることを思えば、沖縄から米海兵隊の「立ち退き料」を出す方が、まだ納税者の理解は得られるだろう。現行法制の枠に縛られる行政を超えた「政治的決断」が必要なのはまさにこうした場合だ。

沖縄で問題を起こすのはたいてい海兵隊で、もしこの記事が事実であり、海兵第3師団がハワイへ移転すれば、沖縄の米軍基地問題は解決に向かって大きく前進するだろう。それがなぜできないのか。

そんなこと、私に分かるはずはないが、米軍をアメリカで維持するより、日本に駐留させておいたほうが安上がりだという「思いやり予算」がからんでいることだけは確かである。必要のないものをアメリカが押しつけ、日本は断れない。この「日米関係」を変える以外に、道はなさそうだと思う。

みなさん、そうは思いませんか。

原稿大募集！

日本生物学会誌 最終号

ついに、光輝ある日本生物学会も消滅しそうです。そこで記念に、日本生物学会誌・最終号を出そうと思います。

最終号とはいえ、やはり特に目的があるわけでもありませんが、「この際に全会員が何か書くように」と、会長より命令が発せられたのです。生物学会に入ったばかりに、人生を誤ってしまった人も、あるいはいるかも知れません。もしそんな人がいたら、「何か一言ずつ、会長に恨みを述べて（40号編集後記）」も結構です。

各会員、400字詰め原稿用紙一枚以上、10月31日を締め切りとします。もっと長くても、もちろんかまいません。生物科223号室まで、届けるか送って下さい。発行は1997年1月の予定。

なお、原稿が来ない場合には、その会員名の原稿がどこからともなく現れて、知らない内に最終号に載ってしまうかも知れないとのことです。

[文責：第7編集局長]

日本生物学会誌 第48号
編集・発行 日本生物学会
金沢市角間町
金沢大学理学部生物学教室
223号室
編集無責任者 奥野良之助
振替 金沢 0-40763 日本生物学会
許可無断転載